

みどりのたより

73号 平成30年12月20日

CONTENTS

新年あいさつ	1
--------	---

I. 行政情報

1. 農薬取締法の一部を改正する法律の施行	1
2. 農薬を使用する者に対する農薬使用計画書の提出依頼	2
3. 平成29年度森林病虫害被害量	6
4. ゴルフ場で使用される農薬に係る平成29年度水質調査結果	7
5. 農業競争力強化支援法に基づく施行1年後調査の公表	
6. 平成29年の病虫害発生予察情報「特殊報」一覧	8
7. 平成30年度 ゴルフ場・緑地分野の農薬出荷実績（速報値）	9

II. 緑の安全管理士会

1. 平成30年度「緑の安全管理士会」支部大会	10
2. 事務局からの連絡とお願い	10
3. 支部大会（資格更新研修会）における事務局報告	11

III. 緑の安全推進協会

1. 「緑の安全管理士」129名が誕生	16
2. 平成30年度資格更新研修会	16
3. 「緑の安全管理士」資格更新の要件など	17
4. 講師派遣	17
5. 農薬電話相談室	17
6. 農薬の適正使用等についての「リーフレット」	18
7. 「グリーン農薬総覧2019年 総合版」(刊行予定)	18

IV. 平成30年度 植物防疫地区協議会資料〔抜粋〕

・ 会議資料目次	19
----------	----

V. 「緑の安全管理士」に係る届出様式等

1. 「緑の安全管理士」連絡先等変更届出書	47
2. 「理由書」(更新研修会欠席)	48
3. 「緑の安全管理士」資格認定・更新等の仕組み	49

新 年 の ご 挨 拶

(公社) 緑の安全推進協会
会長 根岸 寛光

新年を迎え、年頭のご挨拶を申し上げます。

緑の安全管理士の、「農薬を正しく理解し安全、適正な使用を指導・監督する。」という社会的な責務に対する期待が益々膨らんできていると考えているところです。

当協会は、農薬の適正使用の推進と正しい知識の普及啓発を活動の柱に平成7年に社団法人として発足し、さらに同25年度からは公益社団法人として、より一層の社会的責任を果たすべく活動を進めてきています。

我が国で使用される農薬は、農薬取締法に基づく登録制度により厳格な検査の上でその安全性が科学的に担保されております。

そこでは、農薬使用に当たって農薬のラベルに記載された使用基準や注意事項を守ることが、農産物の消費者や農薬の使用者、更には周辺環境への安全を確保する前提となっています。

したがって、いかに「農薬の適正使用」を徹底するかが農薬の安全確保にとっての重要課題であります。

昨年は、久方ぶりに農薬取締法の一部改正が行われました。改正のポイントはいくつかありますが、農薬の使用者に対する安全性の理解や適正使用等の法令遵守がこれまで以上に強く求められるようになったことは間違いありません。

このことは、農薬に関する専門的知識を持ち、農薬使用の現場で、実践的な指導監督を行いうる専門家として「緑の安全管理士」の責任ある活躍がより一層求められるようになったということであり、「緑の安全管理士」の皆様には更なる自覚が求められるということでもあります。

法令改正の一方で、農薬をめぐる技術は日進月歩であり、管理士資格を認定(取得)されたといえども、常に新しい知識や情報を吸収し資質の継続的な

向上に努めなければ、専門家としての社会的使命に応えられなくなります。

常日頃より必要な最新の技術情報を収集して、これを身に付けて現場で活用して頂けるように、当協会では「緑の安全管理士」の皆様に向けて定期的に情報提供を行っています。

また、「緑の安全管理士」の方々には5年毎の資格更新研修制度を設けていますが、支部大会(兼更新研修)に可能な限り積極的に参加するなどの自発的な研鑽・努力も必要と考えます。

我が国の農業現場では、就農者の高齢化や就農人口の減少が進む一方で、IT化、農協改革、TPP11の締結等、農業をめぐる情勢はめまぐるしく変化しており、これによる農業生産体制・耕作体系への影響は無視できない状況です。

このことは、「緑の安全管理士」の現場における活動にも少なからぬ影響を与えるものであり、状況の変化に適切に対処していく努力が必要です。

現在、全国におられる3,000名あまりの「緑の安全管理士」の皆様の自覚と使命感に大いに期待するところです。

当協会としては、緑の安全管理士制度の更なる普及と定着を実現し、社会の期待に応えるべく、「緑の安全管理士」各位の積極的な参画を得て、地域活動の強化と組織の活性化を図るため、役職員一同、気持ちを一つにして精いっぱい努力してまいる所存です。

会員各位のご支援を心からお願い申し上げる次第です。

I. 行政情報

ハイライト

1. 農薬取締法の一部を改正する法律の施行について(平成 30 年 12 月 1 日)

平成 30 年 6 月 15 日に公布された「農薬取締法の一部を改正する法律」は、平成 30 年 12 月 1 日に施行されました(一部は 2020 年 4 月 1 日施行)。

これに伴い、関係政省令が同日付けで公布され「農薬取締法施行規則」、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成 15 年農水省/環境省令第 5 号)」などの一部が改正されました。

今般の農薬取締法改正に伴う対応事項 8 項目については、「平成 30 年度植物防疫地区協議会資料」として本編に掲載しています。(本編 34 頁へ)

2. 農薬を使用する者に対する農薬使用計画書の提出依頼について(平成 30 年 11 月 30 日)

農薬取締法改正に伴う「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成 15 年農水省/環境省令第 5 号)の一部改正」により、農薬を使用する者が、農林水産大臣あてに提出していました「農薬使用計画書」の様式が一部改正されたこと。農林水産大臣と環境大臣に提出することとなりましたが、ゴルフ場に係る「農薬使用計画書(様式 2 号)」は、正本一通を従前どおり地方農政局(北海道農政事務所、沖縄総合事務局合)へ提出すること。について当協会長あてに提出依頼がありました。

[緑安協 HP: <http://www.midori-kyokai.com/topix/pdf/181130maff.pdf>] (本文 4 頁へ)

3. 平成 29 年度森林病虫害被害量について(平成 30 年 11 月 7 日)

農林水産省は、松くい虫被害及びナラ枯れ被害について、平成 29 年度の都道府県の発生状況を取りまとめ公表しました。

【概要】(1)松くい虫被害量

北海道を除く 46 都府県で被害が発生。被害量は約 40 万 m³(対前年比、約 4 万 1 千 m³減)。

最多被害年度(昭和 54 年)の約 1/6 の水準。

(2)ナラ枯れ被害量

32 県で発生し、被害量は約 9 万 3 千 m³(対前年比、約 9 千 m³増)。平成 27 年度から 3 年連続で増加となっています。

[農水省 HP: <http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/hogo/181107.html>] (本文 6 頁へ)

4. ゴルフ場で使用される農薬に係る平成 29 年度水質調査結果(平成 30 年 9 月 13 日公表)

環境省は、ゴルフ場で使用される農薬について、平成 29 年度に地方自治体等が実施したゴルフ場排水等の水質調査の結果を取りまとめ公表しました。

【調査概要】 ゴルフ場数: 1,435 ゴルフ場(46 都道府県)

総検体数 : 38,927 検体

検出状況 : 水濁指針値超過検体数: 0 検体

水産指針値超過検体数: 3 検体

(ポイント: 水濁指針値に比べて水産指針値が極端に小さい農薬もあるので注意が必要です。なお、今後は水産動植物が対象動植物の範囲を広げた生活環境動植物とすることが検討されています。詳しくは植物防疫 第 72 巻 第 11 号 P39~43 を参照下さい。)

[環境省 HP: <http://www.env.go.jp/press/105939.html>] (本文 7 頁へ)

5. 農業競争力強化支援法に基づく施行 1 年後調査の公表について(平成 30 年 8 月 27 日公表)

農林水産省は、昨年 8 月 1 日に施行された農業競争力強化支援法に基づき施策を推進していますが、法律の施行後おおむね 1 年以内に国内外における農業資材の供給の状況に関する調査を行うこととされており、今般、当該調査の結果を公表しました。

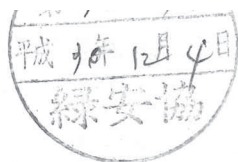
[農水省 HP: <http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/sizai/180827.html>]]

6. 規制改革推進に関する第 4 次答申(平成 30 年 11 月 19 日公表)

内閣府 規制改革推進会議は、11 月 19 日に「規制改革に関する第 4 次答申」を公表しました。

[内閣府: https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/p_index.html]

2. 農薬を使用する者に対する農薬使用計画書の提出依頼



30消安第4295号
環水大土発第1811303号
平成30年11月30日

公益社団法人緑の安全推進協会会長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長



農薬を使用する者に対する農薬使用計画書の提出依頼について

日頃、農薬行政の推進に御協力をいただきありがとうございます。

今般、農薬取締法の一部を改正する法律（平成30年法律第53号）の施行に伴い、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年農林水産省・環境省令第5号。以下「使用基準省令」という。）が改正され、これまで、農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、以下の1から3までのいずれかに該当する場合には、毎年度、当該農薬を使用しようとする最初の日までに農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならないこととされていたところ、3に該当する場合については、平成31年4月1日からは、農薬使用計画書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならないこととされております。

- 1 農薬使用者（自ら栽培する農作物等にくん蒸により農薬を使用する者を除く。）が、くん蒸により農薬を使用するとき
- 2 農薬使用者が、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機をいう。）を用いて農薬を使用するとき
- 3 農薬使用者が、ゴルフ場において農薬を使用しようとするとき

つきましては、貴会傘下の会員に対しこの内容について御連絡いただくとともに、1又は2に該当する場合には別記様式第1号により、また、3に該当す

る場合には別記様式第2号により、農薬使用計画書を農薬使用者の所在する地域を管轄する地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局）に提出いただくよう、御指導方よろしくお願いいたします。

特に、別記様式第2号については、提出先として農林水産大臣及び環境大臣が記載されていますが、正本一通を地方農政局等に提出することに留意するよう周知願います。

また、農薬使用計画書を提出した後に変更が生じたときも、同様に変更後の農薬使用計画書を提出することになりますので申し添えます。

なお、「農薬を使用する者に対する農薬使用計画書の提出依頼について」（平成16年1月19日付け15消安第5249号。農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）は廃止しますが、3の農薬使用計画書については、平成31年3月31日までの間は、同通知の別記様式第2号により提出いただくよう、御了知の上、御指導方よろしくお願いいたします。

別記様式 第2号

農 薬 使 用 計 画 書 （ 変 更 ）	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
環 境 大 臣 殿	
	住所
	氏名
	〔 法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名 〕
農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 第5条 に基づき、	

(日本工業規格A4)

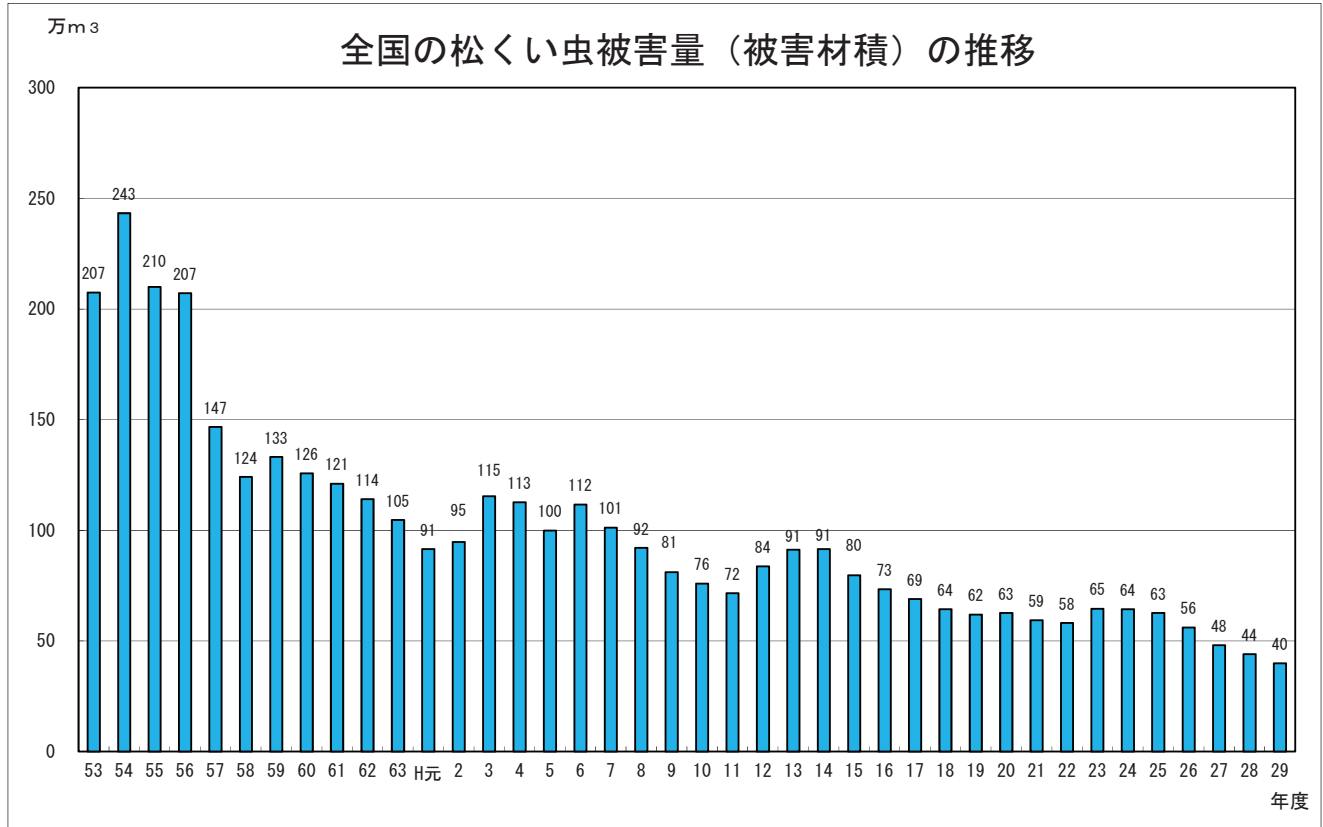
〔備考〕

- 1 届出に際し、新規の場合は、「（変更）」を線で消し、変更の場合は該当部分を丸で囲むこと。また、届出の根拠条項以外の条を線で消すこと。
- 2 正本一通を地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）に提出すること。

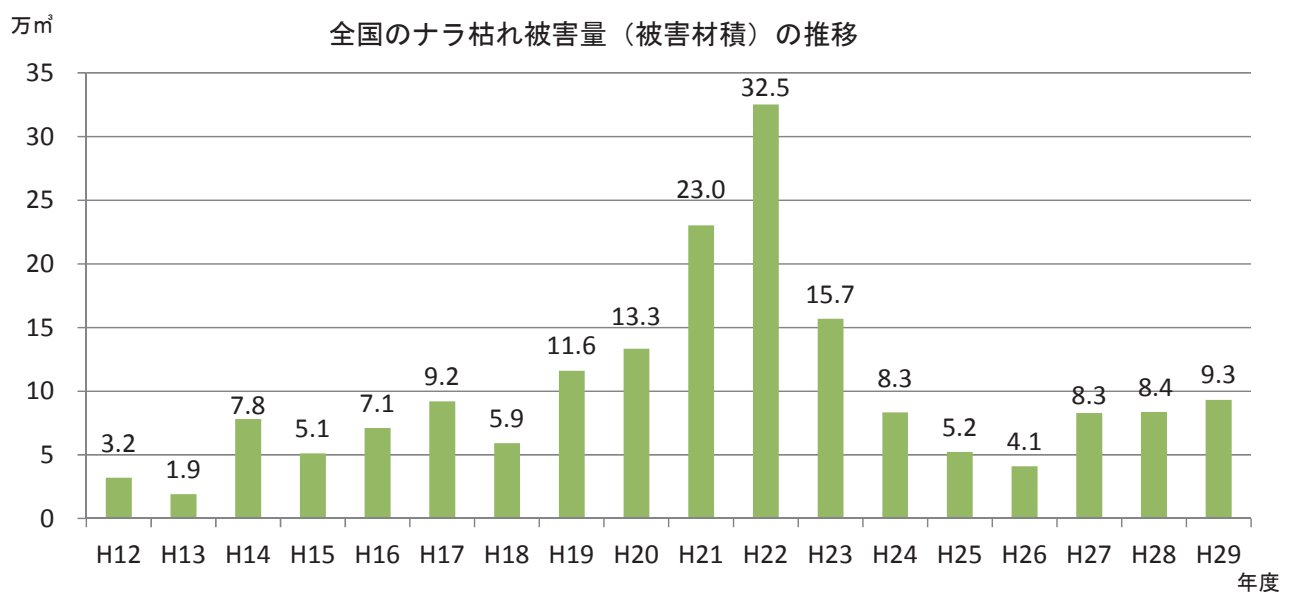
3. 平成29年度森林病虫害被害量について

[農水省 HP : <http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/hogo/181107.html>]

(資料1)



(資料3)



4. ゴルフ場で使用される農薬に係る平成 28 年度水質調査結果

[環境省 HP : <http://www.env.go.jp/press/105939.html>]

別表 1) 都道府県別の水質調査結果^{注1}

都道府県	調査ゴルフ場数	調査対象農薬数	総検体数 ^{注2}	うち排水口 調査検体数	指針値超過検体数 ^{注3}		超過不明 検体数 ^{注4}
					水濁	水産	
北海道	85	64	918	281	0	0	38
青森県	15	60	365	194	0	0	0
岩手県	24	73	207	40	0	0	0
宮城県	22	38	325	23	0	0	0
秋田県	17	38	108	13	0	0	0
山形県	1	5	10	0	—	—	—
福島県	17	59	633	286	0	0	0
茨城県	110	129	2,387	1,066	0	0	23
栃木県	109	132	2,992	1,053	0	0	4
群馬県	64	102	1,139	139	0	0	12
埼玉県	82	121	2,276	849	0	0	88
千葉県	7	44	150	62	0	0	0
東京都	19	88	505	337	0	0	3
神奈川県	63	101	1,227	403	0	0	2
山梨県	0	0	0	0	—	—	—
長野県	66	128	3,096	183	0	0	141
新潟県	46	79	1,406	484	0	0	26
富山県	15	71	662	662	0	1	41
石川県	24	68	245	45	0	0	0
福井県	2	21	50	5	0	0	0
岐阜県	43	65	503	56	0	0	5
静岡県	15	89	450	342	0	0	0
愛知県	26	111	338	77	0	0	0
三重県	3	6	16	0	—	—	—
滋賀県	44	68	782	131	0	0	0
京都府	29	135	1,273	834	0	0	24
大阪府	38	107	1,603	246	0	0	5
兵庫県	142	150	7,948	535	0	0	0
奈良県	24	39	779	363	0	0	61
和歌山県	3	40	360	0	—	—	—
鳥取県	3	29	34	0	—	—	—
島根県	7	34	197	3	0	0	0
岡山県	35	94	1,313	177	0	0	8※
広島県	8	53	392	392	0	1	0
山口県	1	11	11	0	—	—	—
徳島県	14	21	122	39	0	0	0
香川県	19	34	260	16	0	0	2
愛媛県	26	32	55	0	—	—	—
高知県	11	27	125	3	0	0	0
福岡県	8	67	163	29	0	0	0
佐賀県	12	78	543	12	0	0	0
長崎県	21	83	717	33	0	1	0
熊本県	28	91	891	94	0	0	2
大分県	25	69	388	0	—	—	—
宮崎県	27	51	243	21	0	0	0
鹿児島県	27	96	612	211	0	0	0
沖縄県	8	37	108	0	—	—	—
全国計	1,435	174	38,927	9,739	0	3	485

注1：水質調査結果には、都道府県から報告のあった市町村、ゴルフ場等の実施分を含む。

注2：総検体数は、サンプル数×調査成分数)であり、調整池や場外の水域等で採取されたものを含む。

注3：指針値超過検体数の「—」は、排水口での調査検体がないもの。

注4：分析の定量下限値が指針値を上回っていたため、指針値超過の有無が不明な検体数。

485検体は、すべて水産指針値で不明であるが、※の8検体のうち2検体は、水濁指針値でも不明である。

6. 平成 30 年病虫害発生予察情報発表状況一覧

* この一覧表は、農林水産省が発表する病虫害発生予報に掲載しているものを取りまとめたもので、都道府県が発表している発生予察情報と作物名・病虫害名の表記が一部異なる場合があります。(7/19 までは、既報(みどりのたより 72 号))

【特殊報】

平成 30 年 11 月 13 日現在

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病虫害名
7 月 31 日	新潟県	小麦	コムギふ枯病
8 月 1 日	大分県	ローズマリー	ヨコバイ科の一種 (Eupteryx decemnotata Rey)
8 月 1 日	大分県	ねぎ	ネギ黒腐菌核病
8 月 9 日	宮城県	トルコギキョウ	トルコギキョウ斑点病
8 月 10 日	島根県	トルコギキョウ	トルコギキョウ斑点病
8 月 17 日	栃木県	ぶどう	ブドウミタマバエ (仮称)
8 月 24 日	新潟県	西洋なし	ニセナシサビダニ
8 月 24 日	和歌山県	メロン	メロン退緑黄化病
8 月 27 日	香川県	にんにく	イモグサレセンチュウ
8 月 27 日	宮崎県	ライチ	ハンエンカタカイガラムシ属の一種、ミカンコナカイガラムシ、ヒラタカタカイガラムシ属の一種
8 月 28 日	神奈川県	きゅうり	ナスコナカイガラムシ
9 月 25 日	長野県	とちゅう	トチュウウスクモヨトウ
9 月 27 日	茨城県	トマト	トマトフザリウム株腐病
10 月 1 日	新潟県	ブロッコリー、キャベツ、なす	トビイロシワアリ
10 月 1 日	沖縄県(石垣市)	さとうきび	サトウキビ芯腐細菌病
10 月 1 日	沖縄県(沖縄本島)	マンゴー	オオセンダンヒメハマキ
10 月 3 日	栃木県	トマト	ミツユビナミハダニ
10 月 4 日	栃木県	いちご	オウトウショウジョウバエ
10 月 5 日	千葉県	トルコギキョウ	トルコギキョウ斑点病
10 月 11 日	高知県	なし	サクセスキクイムシ
10 月 16 日	長崎県	野菜類	ヨトウムシ類、タバコガ類
11 月 6 日	東京都	キャベツ	トビイロシワアリ
11 月 6 日	岡山県	トルコギキョウ	トルコギキョウ斑点病
11 月 6 日	岡山県	りんどう	キオビトガリメイガ
11 月 6 日	香川県	オリーブ	Peacock leaf spot
11 月 9 日	新潟県	なす	タバコノミハムシ

7. 平成 30 年度 ゴルフ場・緑地分野の農薬出荷実績（速報値）

ゴルフ場・緑地分野での農薬出荷実績は、数量では 7,814 ton・kℓ（前年比 100.0%）と前年並みであったが、金額では 29,033 百万円（前年比 91.8%、2,588 百万円減）と減少した。

種別では、殺虫剤は数量 15.6%減（金額 12.2%減）、殺菌剤は数量 11.4%減（金額 13.1%減）、除草剤は数量 5.9%増（金額 1.3%減）、植物成長調整剤は数量 38.9%減（金額 32.5%減）、また、その他（忌避剤）は数量 34.4%減（金額 31.7%減）となった。

用途別でみると、芝は数量 12.6%減（金額 13.6%減）、樹木は数量 19.1%減（金額 16.2%減）、緑地は数量 9.6%増（金額 16.2%増）となった。（報告会社：32 社）

① 出荷数量（平成 29 年 10 月～30 年 9 月）

種別	用途別販売数量（ton, kℓ）							
	芝	前年比	樹木	前年比	緑地	前年比	合計	前年比
殺虫剤	364	92.7	365	79.2	1	45.8	730	85.4
殺菌剤	829	88.7	0	91.6	0	30.0	829	88.6
除草剤	1,089	88.4	7	96.7	4,975	110.7	6,071	105.9
植調剤	37	70.0	2	45.5	52	56.7	91	61.1
農薬肥	—	—	—	—	—	—	—	—
料	62	54.8	31	107.9	0	0.0	94	65.6
その他								
合計	2,381	87.4	406	80.9	5,027	109.6	7,814	100.0

② 出荷金額（平成 29 年 10 月～30 年 9 月）

種別	用途別販売金額（百万円）							
	芝	前年比	樹木	前年比	緑地	前年比	合計	前年比
殺虫剤	2,153	93.5	3,141	84.4	2	45.8	5,296	87.8
殺菌剤	6,308	86.9	2	91.6	0	30.0	6,310	86.9
除草剤	9,336	87.0	13	130.2	6,625	121.6	15,973	98.7
植調剤	731	68.5	24	29.4	456	70.8	1,211	67.5
農薬肥	—	—	—	—	—	—	—	—
料	156	56.8	87	107.1	0	0	242	68.3
その他								
合計	18,683	86.4	3,266	83.8	7,083	116.2	29,033	91.8

注）合計値は四捨五入の関係で若干の差異があります。

Ⅱ. 緑の安全管理士会（12 月末現在）

1 「緑の安全管理士会」支部大会（兼更新研修会）

11 月 22 日（木）の北海道支部から開催しており、2019 年 1 月 31 日（木）の関東・甲信越支部②をもって終了の予定です。

支部大会では、支部長から管理士会役員会報告と収支予算などの概要について説明しています。



名古屋会場の様子

[2018 年度更新研修のテーマ]

- (1) 農薬行政の動向 ― 農取法の一部改正など最近の訂を重点 ―（農水省）
- (2) 農薬の環境影響に係るリスクの評価と管理
― 住宅地等通知の再周知の背景など ―（環境省）
- (3) 農薬の登録状況を巡る話題
― 「農薬登録情報」の実務的な詳細検索の手順など ―（FAMIC）、
- (4) 事例に学ぶ～樹木の病害
― 樹木の病害と各種障害の初期診断での見分け方―
（法政大学 植物医科学センター 堀江 博道 副センター長）

参加された管理士の方々の意見や要望はアンケート形式で把握することで、次年度の研修会への反映に努めていますのでご協力をお願いします。

2 事務局からの連絡とお願い

(1) 会報に 2018 年度植物防疫地区協議会資料（抜粋）を掲載

2018 年 11 月 8 日から 11 月 30 日の間、農林水産省は各農政局に都道府県の植物防疫関係者を参集した「平成 30 年度植物防疫地区協議会」を開催して、農薬取締法の一部改正に係る指導内容など最近の情勢について情報提供、各都道府県からは病虫害発生状況、農薬の適正使用に係る県主催の研修会等の取り組みについて、また、蜜蜂の被害防止に係る取組については畜産部局の担当者を交えての情報交換が行われました。

会議では、2017 年 9 月に埼玉県下で小学校における薬剤散布作業において、学校側と防除業者との情報共有の不備などから 6 名の児童が体調不良を訴え病院に搬送される事案が発生したこと。

このため『住宅地等における農薬使用についての再周知・指導の徹底について』を各都道府県（農薬指導主幹部長）と文部科学省初等中等教育局あてに依頼したこと、文科省からは各都道府県の教育委員会等へ通知されていることの情報提供があった。

(2) 会報「みどりのたより」へのご意見、ご投稿をお待ちしています

「みどりのたより」には、緑の安全管理士の皆さんの活動状況を掲載して、相互の情報交換あるいは意識の向上に役立てたいと考えています。皆さんのご意見、記事、写真などの投稿をお待ちしております。

(3) メールマガジンの発信と受信設定について（12 月現在）

メールアドレスを登録の管理士 1,055 人（2017 年：546 人）には、発生予察情報や農薬登録情報などをメマガとして 34 回発信（同 40 回）しました。

今後とも提供できる情報を増やすとともに速やかなお届けに努めていますので、「連絡先等変更届書」を用いてメールアドレスの登録をお願いします。

既に登録済みの方は不要です。

配信が不要（停止）の方は、「変更届出書」又は、電子メール等でご連絡（FAX、メール添付等）して下さい。

【受信メールの設定について = 登録しているがメールが届いてない方】

発信のアドレス(midori-kanrishi@midori-kyokai.com)がメールフィルターなどの機能により送達されていない事例(リジェクトメール)がありますので、登録されている方は、受信メールの設定にご留意下さい。
(「midori」が不適切?な、名称として認識・処理されているようです..))

[送付先 : FAX:03-5209-2513 Mail:midori-kanrishi@midori-kyokai.com]

(4)2019 年度「緑の安全管理士会」役員会の開催予定

2019 年度の緑の安全推進協会「総会」は、2019 年 6 月 20 日(木)を予定しています。なお、緑の安全管理士会「役員会」は同 6 月 21 日(金)午後の予定とさせていただきます。

3. 支部大会(兼資格更新研修会)における事務局報告について (PPT 資料は次頁)

2018 年度も「緑の安全管理士」資格更新研修会の事務局報告について、会場での説明の要点は次のとおりです。

今般の農薬取締法の一部改正では、農薬の使用者に求められている「農薬の使用に関する理解(第 27 条)」を踏まえて、緑の安全管理士の一層の責務と知識・能力向上、更には信頼度の向上を図るべく、安全管理士による PDCA(注)を提案するとともに、住宅地等における農薬使用における要点、現地混用における留意点などを紹介しています。

また、管理士の皆さんが活動されている経験には、成功事例もあれば失敗事例があります。中には、優良な事例もあれば失敗に近いヒヤリハットとなる事例もあるのが作業の現場です。

このような多様な事例を集大成することで、管理士会として経験値に基づいたデータベースとして(例：ヒヤリハット集)集積できると考えています。

注)【PDCA】

「Plan・Do・Check・Act」のそれぞれの頭文字を並べた言葉です。それぞれの意味は、「Plan：計画を立てる。Do：実行する。Check：評価する。Act：改善する。」のように説明されています。

使われ方としては、「PDCA サイクル($P \Rightarrow C \Rightarrow D \Rightarrow A \rightarrow P \rightarrow C \cdots$)」 = 「クルクルと回し、継続的に改善していく。」こととなります。

事務局報告(緑の安全管理士会)一抜粋一

支部大会(支部長報告)

- (1) 役員会の報告
- (2) 活動報告及び収支決算(同上)
- (3) 事業計画及び収支予算(資料の通り)
- (4) その他管理士会運営等に関する必要な事項

事務局報告

- (1) メールアドレス登録とメールマガジン配信
- (2) 更新研修の継続的改善
アンケートの提出(意見・提案等)
- (3) 委員会・部会活動
- (4) 知名度向上の為に名刺に
「緑の安全管理士」を記載 ...など



農薬の使用の指導等

農林水産大臣・都道府県知事

情報提供、助言、指導、援助

使用者

普及指導員

病害虫防除員

都道府県が指定する者：農薬管理指導士等

病害虫発生予察情報、病害虫雑草防除指針(各都道府県で作成)

農薬適正使用講習研修、農薬被害防止運動(毎年農薬当用期に実施)

(農薬の使用に関する理解等、農薬取締法第27条)

農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めるとともに、農業改良助長法規定する普及指導員若しくは植物防疫法に規定する病害虫防除員又はこれらに準ずるものとして都道府県知事が指定する者の指導を受けるように努めるものとする。

(農林水産大臣、環境大臣及び都道府県知事の援助、同第28条)

農林水産大臣、環境大臣及び都道府県知事は、農薬について、その使用に伴うと認められる人畜、農作物等若しくは水産動植物の被害、水質の汚濁又は土壌の汚染を防止するため必要な知識の普及、その生産、使用等に関する情報の提供その他その安全かつ適正な使用及びその安全性その他の品質の確保に関する助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

一部を改正する法律(6/15公布)

緑の安全管理士と資格活用

農薬に係る責任の連鎖



全農(防除指導員、緑の安全管理士)
全農薬(農薬安全コンサルタント、緑の安全管理士)
農薬工業会(緑の安全管理士)

防除業・施設管理(緑の安全管理士、農薬管理士)

都道府県(農薬管理士等)

普及指導員と病害虫防除員

*欧米では農薬 Vendor, Dealer, Supplier に認証が必要

(有資格者への研修等)

・最新情報収集(指導には必須で管理指導者の責務)

・農薬行政・法令・指導通知の継続的改訂

・新技術・施用法・製品情報(企業の社会的責任)

・現場情報(病害虫雑草・抵抗性発達)

・責任ある指導や相談(農薬製造・販売サイドの責務)

・使用段階での教育・訓練(GAP等の普及)

毎年更新研修で確
実に入手、米国
PCAsでの Continuing
Education (CE)に相
当する責務

農薬取締法改正(第27と28条)の施行に際して

➢「安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深める」が追記。農薬使用者を指導する時、農薬製造者や販売者の立場は利益相反の側面もあり、また、新たに加わった環境大臣からの助言、指導その他の援助として、農林水産大臣からの普及指導員や病害虫防除員に相当する者を設けるのか。既に環境省からは農林水産省の連名で「住宅地通知」があり、指導の考え方が窺える。

➢農薬取締法の中の指導者は都道府県知事が指定する者であり、住宅地通知の中では、地方公共団体が指定する資格(農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザー、緑の安全管理士、技術士(農業部門・植物保護)等)とある。

➢農薬製造者や販売者の中には緑の安全管理士(農耕地1,669名、緑地・ゴルフ場1,250名、面分野91名、合計3,010名、本資格は5年間で更新が必要)が活躍している。



農林水産大臣、環境大臣
都道府県知事

普及指導員、病害虫防除員、農薬管理
指導士、緑の安全管理士、技術士等

2018/12/20

今回改正で管理指導士に求められる事項

基本的な考え方: 的確な指導と周知が必要。講習会や研修会を開催し指導の徹底を図る。

指導・周知事項③農薬使用者①～⑦)、販売者⑧)

①ラベル遵守と農薬理解による適正使用の徹底

②農薬表示方法を読みやすく、理解しやすく

③無人航空機での農薬使用計画書の提出

④ゴルフ場の農薬使用について

⑤周辺環境に配慮した農薬使用の徹底

⑥水田での農薬使用時の流失防止措置の徹底

⑦多年生植物について

⑧インターネットオークション等での農薬販売での農薬

販売届

2018/12/20

5

緑の安全管理士としての対応 その基本的な考え方

1 的確に内容を確認する。噂話は確認できるまでは噂に留めおくこと。

2 然るべき対応(届出・注意等)をする。その基本は、本人への注意あるいは/および行政窓口等へ。
違法行為や人命やヒト健康などに係るものは早期に解決するように努める。

3 自分だけで判断したり、解決しようとするのではなく、緑の安全管理士会・事務局等を利用する。

4 有資格者「緑の安全管理士」を自覚した上で、その責任を果たす。尚、資格にはCPD(Continuing Professional Development、継続教育と研鑽)は必須(技術士法第47条の2、管理士認定要綱第8条)。

社会的責務を確認して

- ・ 農薬に係る者の社会的責務の再確認
- ・ 適正使用と法令遵守が基本
- ・ 必要情報の更新は責務(更新研修参加でOK)
- ・ 本管理士会では他に「たより」・メルマガがある
- ・ ヒトは間違え動物でありリスクは避けられない
- ・ 自分で気付く間違いと、気付かない間違いが
- ・ GAP等の体制ではチェックシステムは不可欠
- ・ 基本はリスクマネジメントとPDCA
- ・ 今や農薬使用者だけでなく、管理者・セールスも

病虫害防除手順の特徴

- ・ 作業は千差万別で、非定型的
- ・ VUCA(volatility, Uncertainty, Complexity, Ambiguity)が常に付随
- ・ 基本に忠実が原則で確認項目を列挙
- ・ 各手順は基本的に同じ考え方で
- ・ 基本逸脱時の判断、手順、確認そして記録を
- ・ リスクマネジメントとPDCA取組が有効で不可欠
- ・ グループ取組では一人のミスが致命的
- ・ 違反・不具合は相互チェックで撲滅
- ・ 組織的な違反・不具合になると解決は至難

2018/12/20

7

更新(行政・技術
の最新情報)

管理士への情報提供・
教育指導・資格管理

PDCAサイクルに
よる継続的改善



「住宅地等における農薬使用について」の要点

1. 地方公共団体が行う病虫害防除における取組の推進
 - 1) 植栽管理を業務委託する際の業者の**入札要件に「実施責任者の資格の保有」を規定**すること。⇒**農薬管理指導士、緑の安全管理士、等**
 - 2) 植栽管理部局の担当者は、通知の周知・徹底を目的とした研修へ定期的に参加すること。
 - 3) 周辺住民からの相談に応じる窓口の設置などの体制整備を行うこと。
2. 住宅地等の定義
 - 1) 学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植栽
 - 2) 街路樹
 - 3) 住宅地に近接する森林等
 - 4) 人が居住し、滞在し、または**頻繁に訪れる土地または施設**の植栽
 - 5) 住宅地内及び住宅地に近接した農地（市民農園や家庭菜園を含む。）において栽培される農作物
3. 周辺住民への周知の強化：事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び**農薬使用者等**の**連絡先**を十分な時間的余裕を持って幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に**化学物質に敏感な人**が居住していることを把握している場合には十分に配慮すること。
4. 立ち入り規制： 立て看板の表示、**立入制限範囲の設定**等により、散布時や散布直後に農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう**措置**すること。

湿度について

- 基本は混合剤を使用する。理由は、混用に伴う事故が多い（最近でも、化学反応で有毒ガスが発生して死亡事故がある）。
- 混用時の留意事項
現地混用は自己責任である（混合剤は登録がある）。
混用事例があるものは混用できる。
事例集にない場合は、メーカーに確認すること。
- 現地での混用に際して
適正な混用手順を確認する。
希釈・混合する順序（展着剤、乳剤そして水和剤*）
*フロアブル剤を含む

確認すべき事項(化学反応の有無・毒性での相乗・相加・物理化学性変化、懸濁性低下⇒健康被害、薬害発生、薬効低下)

事例、ヒヤリハットや提言・意見(2017年度支部大会)とPDCA

分野	薬剤	法令等	知識・情報・用語	散布作業等	その他
ゴルフ場・緑地	・非農耕地用除草剤は登録の有無で名称が変わる。「緑地管理用除草剤」。 ・HCで農薬取扱が増加、家庭園芸用との区別ができていない。 ・HCで非農耕地用と非農耕地用が同じ棚で販売。必要な標示もない。 ・JR東でS値を基準として除草剤を選択している。JCPA意見を見無視。FAMICの相勘が必要。	・厳しい安全性データを提出している一部の指針で使用制限がある。 ・未だに農薬ABC分類を農家が覚める。 ・公園街路樹でマニュアルは不透明な層部では理解も、水指針値は今後どうなるのか？	・使用基準で罰則があるのは食料と飼料よのみ。 ・登録業者が多くなり、周知がでない。 ・公園の樹に流布、黄白剤を散布した上、雪の色し通行人が問題視。	・庭に除草剤をジョロで撒く人がいる。 ・桜並木での農薬使用と通行人からのクレーム多い。 ・公園で除草剤を使用せず、芝をローバーに変更。不処理。 ・散布業者のスキルが低下。登録制にすべきだ。	・H8101は農薬？ ・作業員の意識向上のための研修を、事業所内で実施したい。 ・散布後の何の影響は、時間すればなくなるか？
家庭園芸	・HCで農薬取扱が増加、家庭園芸用との区別ができていない。 ・農地で使用できない農薬を家庭園芸用に販売している。	・芝生の庭は農地、それと非農耕地地。 ・農地の通過や農作物の近接し待ち帰に非農耕地用農薬は使用できるか？	・外来種の花（曼入葉草）を摘む人が多い。 ・縮留と待ち帰の人がいる。	・希釈倍率を適当にしている人が多い。 ・特に自家用では、通学路（緑地の中）への農薬使用を控えるように要望あり。	(次のページに続く)

事例、ヒヤリハットや提言・意見(2017年度支部大会)とPDCA

分野	薬剤	法令等	知識・情報・用語	散布作業等	その他
農耕地	・安易に非農耕地地利用の登録後使用が目立つ。 ・国や法面では農耕地として、その認識がない。 ・平成で白雲のアオサン防除農薬を相談したら適用のない製品を薦められた。 ・トラバベル緑きの水田用除草剤で今年も販売ではなかった。安全認識が欠けるのか。 ・箱型剤と除草剤粒剤を間違える人がいる。 ・判り難いグリーンムシ、良い工夫があるけど噴霧さ使用者が多い。 ・農家の除害保管場所が悪い。あちこちに置 ・リサイクル対応は？ ・販売店で農業容器が破損、モップなどで拭き取り下川に流している。 ・30年前には種種子消毒、ベンレート残渣を沼に廃棄。	・過去使用農薬での誤用違反がある。 MRLが厳しい。 ・無登録農薬の使用例がある。罰則はないか。 ・使用回数が増えているのに意味なし。 ・使用回数、普通多数回と頻回が多い。 ・空容器的処理がない。 ・適切に回収して適切な処分。 ・卸が除害施設を処理する都道府県もあるが、廃棄物業者でないのにも良いのか？	・新品種の野菜に使用できる農薬が知らない。 ・チェックリスト、アイズプラント、ハクラン菊。 ・思い込みが情報ネットに多い。 ・栽培エリアが非農地である。 ・指導者、指導者の不備が見えない。 ・農家のモラルはイマイチ。	・ラベリングより低濃度、低用量多コストだと、動かない。 ・ネットでは通用外使用の情報があり。 ・株元処理や補欠処理の販売店説明を正確に行う。 ・痛み、速効性、除草剤との相性問題。 ・スプリングクラウのドリフトは道路近くまで飛んでる場面がある。	・未登録銘柄の情報配布する。 ・メーカーがあつた。 ・ジャンボニールに梅油粕が含まれていて燃焼時に使用されてる。 ・物理農薬と化学農薬の違い。 ・IGRを使用。 ・飛散防止の意識がない。
他（共通も含む）		・肥料関連資料で飼害虫への機能をPR ・非農耕地用除草剤は環境省にも規制されている。 ・100均で殺虫成分を含むもの、虫よけ剤と同じとして販売。 ・ペーブルの字が小さすぎる。 ・HCでの毒劇物販売での販路調査は必要？指 導とはどうしてある？ ・農家は特殊でインターネットで扱って欲しくない。 ・指導できる店がいるのか？ ・Internetでの産業販売、地域限定のものも販売されている。また、通用外使用のコメントもあり、拡散の恐れ。 ・登録のない除草剤を何故取り締まらない。 ・塩化ナトリウムが有効成分の除草剤。 ・いかなる登録情報が上手く伝わらないのではないか。 ・薬剤情報が市町村でバラバラがある。	・薬剤ローテーションの指導を推進すること。 ・知利、同僚がいない時、登録がない時は登録はOKか？ ・マスコミを徹底対策して欲しい。 ・農薬でないが、安全できるように理解するように指導する人がある。	・散布時に保護具を、保護マスクの着用しない分けける農家は少ない。 ・散布機の水容量が500Lで散布を200kgの水を浴びたい。 ・農家切替でのカサレ、期前刈り、農薬の不慮使用時の登録、農薬農薬処理の指導。	・感受性低い農地がある。 ・土壌敷地のうち農薬が7割以上使われてきた。

ヒヤリハット(指摘・コメント)	回答あるいは解説
芝生の庭は農地ですか？ 非農耕地ですか？	芝生の庭は農地ではありませんが、農薬取締法では農耕地等です。そして、もちろん、非農耕地です。また、芝生は農作物ではありませんが、農作物等です。農薬取締法の中で使用されている用語や定義はよく確認して下さい。
農地の通路や農作物のない時期の農地に非農耕地用農薬を使用して良いか？	農地の中の通路や畔は、農地と同じように管理することは望ましい。
HCでの毒劇物販売時の譲渡書はどうなっているのか？ 農薬指導はどうするのか？	毒劇物取締法を遵守して販売されていると思うので、当然、譲渡書を交わし、必要な期間の保存がなされていると思う。これを守っていないHCGがあればお教えいただきたい。
ラベル記載の使用基準より低濃度、低用量を抵コストとして奨励するJIAがある。	低濃度、低用量での散布は、効果不足や抵抗性発達等の恐れがあります。ラベル通りの農薬使用をお願いします。具体的なJIA名等が判れば、その時点で然るべきところに情報提供すること。
HCで販売の安価な非農耕地用除草剤の登録外での使用が目立つ。	登録外使用は違法です。確認できれば、本人に注意したり、行政窓口へ届けたり、農薬目安箱に投書してください。
指導者レベルの理解は進んでいるが、農家レベルでのモラルはまだ不足する。行政の指導を一層強化して欲しい。	具体的な問題が起こっていたり、モラル的な問題があるものであれば、教えて下さい。然るべき行政による指導や教育を目指したいと思います。

2018/12/20

13

ヒヤリハット(指摘・コメント)	回答あるいは解説
非農耕地用除草剤が農耕地で使用されている。特に、某社品はバリエーションが豊富で、非農耕地と言ったのが疑問である。	非農耕地用除草剤を農耕地等で使用するのには違反です。某社品のバリエーションが豊富なのは、取り締まるべきことにはならない。それが明らかに農耕地での使用を目的とした製品であれば、指導がなされるかもしれない。
水稻育苗箱への除草剤粒剤の使用であった。その時、空袋は農家で自家焼却、使用履歴もなく、原因究明に時間を要した。	誤使用で苗が枯れると大きな損害になるので、注意が必要である。空袋を自家焼却したり、使用履歴がない等は問題です。法違反になる。これらに対しては、適正な取扱いの指導が必要と考える。
新たに栽培される野菜に使用できる農薬が判らないことが多い。アイスパラント、ハクラン等に見える農薬が少くない。	新品種は、適用作物欄で該当するものを見つけるのが難しいところがある。然るべき相談窓口に関わり合せて確認すること。農薬が少くないのは、ある程度やむを得ないが、困るようであれば指導者を通じてメーカーに伝えよう。
えんどう豆、さやえんどう、インゲン豆等の区別が曖昧な人がある。	適用作物さやえんどう(スナツプエンドウと同じ)、えんどうインゲンは豆類(未成熟)で野菜類になります。えんどう豆やインゲン豆は豆類でまったく異なる適用作物になります。また、収穫部位で判断が異なる場合もある。分らない時は、確認してください。参考になるリーフレットもあるので、利用してください。
ナラ枯れの燻蒸で、防護マスクを忘れた。	防護マスクを忘れた時は散布しないでください。準備不足はヒヤリハットとして記録し、繰り返ししないこと。

2018/12/20

14

緑の安全管理士会(報告事項)

支部大会(支部長報告)

(1) 役員会の報告

(2) 活動報告及び収支決算(同上)

(3) 事業計画及び収支予算(資料の通り)

(4) その他管理士会運営等に関する必要

事務局報告

(1) メールアドレス登録とメールマガジン

(2) 更新研修の継続的改善

(3) アンケートの提出(意見・提言・提案等)

(4) 委員会・部会活動(GPPP作成中、ターフショウで展示)

(5) 知名度向上の為に「緑の安全管理士」を名刺に認定カード(更新時も返却不要、常時携帯)

最新情報入手(資格者の義務 年4千円で毎年受講)

2018/12/20

15

ヒヤリハット(指摘・コメント)	回答あるいは解説
マスコミに対して農薬安全性の徹底を図ってほしい。まだ農薬は毒と考えている人がいる。	適正に取り扱われ、使用されて始めて安全性が確保できるのが農薬である。農薬の安全性で、消費者が不安を抱くのは、最近では農薬そのものよりも、むしろ使用の段階になっていると聞いている。したがって、適正取扱いと使用を徹底して、これをアピールすることが前提となると考えるべきであろう。現場の指導者や緑の安全管理士会の活動をアピールすることも大事だと考えている。
農地の中に小学校と通学路があり、農薬を使用しないよう要望があった(オランダの例を挙げて)。	具体的に困っている内容を行政と相談してください。小学校関係者との情報共有化等を図れるかも知れません。その時に、住宅地通知を遵守すると良いと考えます。
公園では除草剤を使用しない施設が多くなっている。芝はクローバーに代わっている。除草剤使用=悪の風潮であるが、使用しなくて良い時は良いが、安全性の理解で使えないことへの対策はないのだろうか？	クローバーが良いのであれば問題ないとも言えます。除草剤の安全性の誤解があれば、説明の機会を作って説明するようにしましょう。講師派遣は当協会から(無料)可能です。

2018/12/20

16

Ⅲ. 緑の安全推進協会

1. 「緑の安全管理士」129 名が誕生

2018 年度「緑の安全管理士(緑地・ゴルフ場分野)」の第 40 回認定研修会は①12 月 5 日～7 日の間、東京・神田(受講者 78 名)で開催しました。

「同(農耕地分野)」は、(一社)日本植物防疫協会主催の「植物防疫研修会」が②10 月 1 日～5 日(65 名)に同協会会議室で開催されました。

「認定研修」の修了者及び「植物防疫研修」修了者で「緑の安全管理士」資格申請者については、12 月 14 日開催の「緑の安全管理士認定審査会」の審査を経て、

① 緑地・ゴルフ場分野：75 名、

② 農耕地分野：54 名

計 129 名が、新たな「緑の安全管理士」として認定されました。

なお、両分野の取得者は 4 名でした。

緑地・ゴルフ場分野の合格率は 96%(前年:87%)と前年に比べ大幅な向上が見られました。



2. 2018 年度「緑の安全管理士」更新研修会(兼支部大会)

支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日
北海道	11/22	関東①	12/3	東海・北陸	11/30	中国・四国	1/22
東北	11/26	関東②	1/31	近畿	1/21	九州・沖縄	1/23

(1) 認定証等の発送までの手順

① 更新研修会の出席確認、②「更新研修会受講申込書」、③「写真(2 点)」、④「更新受講料支払の確認」を終えた順に、⑤新規「認定証書」、「認定証(カード)」及び「緑の安全管理士の手引き」、⑥届出の住所あてに送付します。

なお、年度末が有効期限となる「認定証(カード)」は、防除作業や入札、都道府県等の研修会などで認定証の提示や写しの提出が求められる現状に対処するため、従来の「認定証(カード)」の回収は 2017 年度から改めて、出席確認印を押印して返却しています。【既報：72 号 25 頁】

有効期限の切れている「認定証」を用いることの無いように注意して下さい。

(2) 勤務先や住所等が変更となっている場合 【書式：巻末】

「連絡先等変更届出書」を速やかに提出して下さい。届出事例が多い支部大会前後は事務処理に若干時間を要していますのでご了承下さい。

[届出書：<http://midori-kyokai.com/pdf/henkoutodoke1304.pdf>]



(3) 「認定証(カード)」の再発行を希望される場合

「認定証(カード)」の再発行を希望される場合は、『紛失等再発行願い』を提出(写真 2 点、FAX 不可)して下さい(手数料は、再発行時に振込用紙を同封)。

[紛失等再発行願い：<http://midori-kyokai.com/pdf/saihakko1404.pdf>]

(4) 更新年次の更新研修会に出席できなかった場合の「理由書」【書式：巻末】

更新研修会に出席できなかった場合は、資格喪失者として管理士名簿からは自動的に削除されています。

資格の継続(更新)を希望される方は、「理由書」を提出いただくことで、当協会長が認める場合は、次年度の更新研修会をご案内することとしています(1 年遅れ扱い)。

[理由書：<http://midori-kyokai.com/pdf/18riyusho.pdf>]



3. 「緑の安全管理士」資格更新の要件など

(1) 資格の有効期間（「農耕地分野」、「緑地・ゴルフ場分野」）

- ① 新規取得者は、認定の翌年度から5年目の年度末までの5年間。
- ② 更新者は、更新年度の翌年度から5年目の年度末までの5年間。

(2) 資格更新の要件

有効期間の4年目までに、支部大会（兼更新研修会）に1回以上出席して、更新年度の更新研修会に出席することで資格更新となります。

【出席不足で更新要件を満たしていない場合】

4年間での出席不足は5年目に出席することで補完され、6年目の更新研修会に出席することで1年遅れで資格更新（残りの有効期間は4年間）ができます。

(3) 更新研修の出席確認

研修会場では出欠を確認して、管理士個々の記録を更新しています。

【更新研修会を欠席した場合】

参加できなかった「理由書」を提出して、当協会長に理由が認められると翌年度の更新研修会に出席することで、資格更新（残りの有効期間は4年間）となります。

(4) 緑の安全管理士」認定証の再発行

「認定証（カード）」の再発行を希望される方は、当会HP掲載の「紛失等再発行願い」に写真2枚を添えて事務局まで提出してください。

再発行料金（3,000円）は、再発行の「認定証」に同封します「郵便払込票」でお振込下さい。不明な点は事務局までお尋ね下さい。

【紛失等再発行願い：<http://midorikyokai.com/pdf/saihakko1404.pdf>】



5. 講師派遣について

農薬の適正使用や安全性に関する知識の向上を目的として、都道府県・地方自治体・学校・関係団体・一般市民の研修会等の研修会に、テーマに応じた講師を無償（旅費や謝礼不要）で派遣しています。

2018年度は、12月末現在で42都道府県の129件の依頼に対して、講師を派遣しています。

研修会等を希望・企画されている方にも積極的にご紹介ください。

派遣の時期・内容等の調整（準備）には1ヶ月以上、研修規模（参集人数）は30名以上を目安としていますが、期間に余裕が無い、あるいは少人数でも対応可能な内容もありますのでご相談下さい。

講師派遣の詳細、申し込み様式は協会HPに掲載しています。

初めて利用される場合は、同様式に記載できる範囲でご記入の上でFAX頂けるとご相談が円滑に行えます。農薬相談室：03-5209-2512 FAX：03-5209-2513

[Email：ishijima@midori-kyokai.com、URL：<http://midori-kyokai.com/>]



6. 農薬電話相談室について【相談無料】

農薬の使用者、現場で適正使用を指導される方や一般市民の方々からの農薬に関する疑問や質問など、どのような内容でも結構ですのご遠慮なくお問い合わせください。

直接の疑問・質問以外について、「何処に問合せたら良いか？」なども気軽にご相談下さい。可能な限りお調べしてお答えしています。

管理士の関係先にも電話相談室についてのご紹介をお願いします。

相談電話：03-5209-2512



7. 農薬の安全使用等についての「リーフレット」

緑の安全推進協会では、農薬工業会と連携して、農薬の役割、安全性の確保、適正な使用方法などを優しく解説したリーフレットを作成し、知識普及・啓発に関わる方々に講習会・研修会・会議等の資料や各種イベントでの配布用などに活用していただけるように支援しています。リーフレットは無償で送料の負担もありません。

2017年度は、233千部/291ヶ所(前年実績：282ヶ所、213千部)を配付しています。

ご希望の方は、リーフレットの種類、必要数、使用目的、配布対象、送付先等を、当協会まで FAX **03-5209-2513** にてお申し込み下さい。

提供できるリーフレットの記載内容等は、当協会HPでサンプルを確認できます。(Fax 様式：協会 HP 掲載)

詳細は、**農薬相談室(03-5209-2512)**まで。

[サンプル：http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_leaf.html]



8. 「グリーン農薬総覧 2019 年総合版」(3 月刊行)



芝、公園、街路樹の病害虫・雑草防除等における農薬の正しい選択、適正な使用による安全性確保のための情報提供事業の一環として『グリーン農薬総覧』の「総合版」と「追補版」を毎年交互に3月早々に刊行しています。

現在、「2018 追補版(2017 年 12 月末現在)」刊行以降の2018 年 1～12 月末の間の新規登録や適用拡大・削除等の変更情報等の編集に取り組んでいます。

刊行間近になりましたら協会 HP、DM 等にてご案内いたしますのでご活用ください。

[総覧のサンプル紙面：<http://midori-kyokai.com/syuppan/>]



[本編・抜粋]

平成 30 年度 植物防疫地区協議会資料 目次

I 平成 30 年度の主要病害虫の発生概要

- 1 発生予察関係等 [略]
- 2 病害虫防除関係
 - (1) キウイフルーツかいよう病の Psa3 系統の発生について 20
 - (2) りんご黒星病の現状と対策 20
 - (4) 農産物輸出促進のための新たな防除対策の確立等について 21
- 3 資材費低減の観点を踏まえた今後の病害虫防除について [略]
- 4 国内検疫関係
 - (1) 種馬鈴しょ検疫制度の見直しについて 22
 - (2) ジャガイモシストセンチュウの課題とその対策について 22
 - (3) 侵入警戒調査について [略]
 - (4) テンサイシストセンチュウへの対応について 23
 - (5) クビアカツヤカミキリについて 23
- 5 農産物輸出促進のための新たな取組について [略]

III 平成 30 年度農薬関係事業の実施状況と今後の取組

- 1 農薬取締法の改正について 33
- 2 農薬の適正使用について 25
 - (2) 住宅地等における農薬使用 26
 - (3) 今般の農薬取締法改正に伴う対応事項について 27
—指導・周知頂きたい事項—
 - (4) 蜜蜂への危害防止対策 27
- 【別紙2-5】今般の農薬取締法改正に伴う対応事項について 34
- 3 疑義資材の対応について 40
- 4 インターネットを利用した農薬の販売に対する対策について 41
- 5 非農耕地専用と称する除草剤の販売等について 43
- 6 販売禁止農薬の回収について 44
- 7 生産・流通 44
- 8 登録状況 45
- 9 特定農薬(特定防除資材)について 45

[資料編・抜粋]

- 資料 11 種馬鈴しょ検疫制度について 24

I. 平成 30 年の主要病害虫の発生概要

1 発生予察関係等

『緑安協』補足: 農水ホーム>消費・安全>病害虫防除に関する情報>病害虫発生予察情報

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/index.html>

2 病害虫防除関係

(1) キウイフルーツかみよう病 Psa3 系統の対策について

1) 平成 30 年の発生状況について

平成 30 年の発生状況を確認するため、32 都府県において、春季(開花期前後)に果実生産園地及び苗木・穂木・花粉生産園地の 1,183 園地を対象に調査が行われ、11 都県の 233 園地で発生が確認された。

2) 防除対策マニュアルの改訂(平成 30 年 5 月 22 日付け)

平成 30 年 5 月、平成 27 年度農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業の「かみよう病 Psa3 に対し、安心してキウイフルーツ生産を可能にする総合対策技術(平成 27～29 年度)」の成果を踏まえ、指導現場で活用できる防除技術等を追記した、「キウイフルーツかみよう病の Psa3 系統の防除対策マニュアル」を定めた。防除対策マニュアルの改訂に当たっては、「第 5 回キウイフルーツかみよう病の Psa3 系統に関する防除対策専門家会議」(平成 29 年 10 月 19 日開催)において、産地の実態に応じた薬剤防除体系、部分伐採の基準等の試験研究の成果を防除対策マニュアルに反映させ、生産現場に普及させることが必要とされていた。

3) 苗木等の検査制度

平成 30 年 4 月、国内での Psa3 のまん延防止に万全を期すため、正常なキウイフルーツ苗木等のみが流通できるとする「キウイフルーツ苗木等検査実施要領」を制定。

本要領に基づく検査は平成 31 年 1 月からの開始を予定しているが、既に発生が確認されている都県においては、検査対象園地を抽出し、本要領に基づく検査を実施中。

(2) リンゴ黒星病の現状と対策について

1) 取組の現状

青森県では、平成 28 年以降、リンゴ黒星病菌の DMI 剤耐性菌が出現し、平成 29 年度には代替農薬の選抜と防除基準の見直しが行われ、30 年度には、感染した幼果の摘果の徹底等により、県全体の収穫量への影響はなかった。近年、他の主産県においても本病の発生が多い傾向にあり、平成 30 年度は青森県以外では 3 県(北海道、秋田県、長野県)において、病害虫発生注意報が発出された。

2) 各県の対応状況

青森県では、発生が広範囲に及んでいることを受け、防除体系の見直しや、県の対策推進会議を設置(平成 30 年 9 月)し、①発生予察の強化、②防除技術の確立、③防除指導の強化、及び④放任園・管理粗放園対策を内容とする総合的な防除対策を策定・推進しているほか、新規薬剤の登録に向けた試験等を農薬メーカーと推進している。

一方、導入苗木で DMI 剤耐性菌が検出された県では、県の指導の下、県域での耐性菌の定着を防ぐよう対応している。

3) 農林水産省の対応状況

農研機構とりんご生産県の農業試験場が参画した研究開発コンソーシアムに対し、DMI 剤耐性菌の発生を踏まえた新たな防除技術を確立するための研究開発を委託(平成 30 年度イノベーション創出強化研究推進事業の緊急対応課題、資料 2)。研究内容

DMI 剤耐性菌の分布状況の正確な把握と、当該耐性菌に効果のある個別の防除技術の開発。

- 1 DMI 剤耐性菌の分布状況の把握
- 2 生産者による栽培管理法と発生状況の関係を詳細に解析することにより、発生抑制に効果のある栽培管理方法を抽出
- 3 スピードスプレーヤーによる防除の効果検証と改善策の提示参画機関農研機構・果樹茶業研究部門(中核)、北海道、青森県、長野県

さらに、DMI 剤耐性菌に対する防除体系の確立や改善について、地域の関係者が、県域を超えて協力して行えるようにするための体制作りを推進(平成 30 年度効率的防除体制の構築事業、している。

課題内容

DMI 剤に代わる有効薬剤を既存の薬剤の中から探索するとともに、DMI 剤耐性菌に効果のある

様々な個別技術をまとめて体系化。当該作業を県域を越えて共同で行うことを通じて、リンゴ黒星病の防除体系の改善等を広域の関係者が協力して効率的に行う体制を構築。

- 1 DMI 剤代替剤の選抜
- 2 DMI 剤耐性菌の発生地域と未発生地域それぞれにおける代替剤の使用方法を確立
- 3 DMI 剤耐性菌に対する総合防除体系を構築

参画機関: 農研機構・果樹茶業研究部門(中核)、青森県、秋田県、山形県、長野県

(3) 総合的病害虫・雑草管理(PM)の普及、定着について [略]

(4) 農産物輸出促進のための新たな防除対策の確立等について

1) 最近の情勢

農林水産省では、平成 31 年に農林水産物・食品の輸出額を一兆円規模に拡大するという目標の具体化に向け、重点品目ごとに目標額や重点国・地域を定めた「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を平成 25 年 8 月に策定・公表し、PDCA サイクルに基づきながら、輸出拡大に取り組んできた。

現在も「農林水産物の輸出力強化戦略」等の着実な実施に向け、オールジャパンでの戦略的で一貫性のあるプロモーションの企画・実行等による海外需要の創出、グローバル産地の形成、輸出環境の整備等を推進し、国産農林水産物・食品の輸出を促進することを目的に、平成 31 年度の輸出促進関連予算(農林水産物の輸出力強化)として約 80 億円が概算要求されており、関連対策を含めると 6 事業で構成されている。

(参考) 1 農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略

http://www.maff.go.jp/e/export/kikaku/kunibetsu_hinmokubetsu_senryaku.html

2 農林水産物の輸出力強化戦略

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_kyouka_senryaku/h28_senryaku.html

3 平成 31 年度予算概算決定の概要(輸出促進関連)

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/index-240.pdf>

2) 農産物輸出促進のための新たな防除対策の確立について

我が国の通常の防除体系で使用する農薬の中には、輸出相手国の残留農薬基準が我が国の基準に比べて極めて低いや基準値が決定されていないものが多く存在し、結果として輸出の阻害要因となっている。

こうした状況の下、平成 26 年度からは、農産物の海外への輸出促進につなげるよう、「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」で示されている輸出重点品目について、輸出相手国で登録されていない農薬等の使用を低減する新たな防除体系を確立し、その効果の提示を行い、つつ産地への導入を支援する「農産物輸出促進のための新たな防除体系の確立・導入事業」を実施した。

本事業の実施期間は平成 26～28 年度。対象は、以下の輸出重点品目。

- ・平成 26 年度対象: いちご、茶(煎茶(一番茶)・玉露)
- ・平成 27 年度対象: りんご(無袋栽培)、茶(かぶせ茶・抹茶)
- ・平成 28 年度対象: りんご(有袋栽培)、なし、かんきつ類

事業においては、輸出に取り組む産地への支援として、①産地説明会の開催、②病害虫防除マニュアルの作成を行った。病害虫防除マニュアルに関しては、委託事業で得られた知見や成果に基づき、

(ア)日本と輸出相手国の残留農薬基準値の比較、

(イ)国内で使用する農薬の残留実態、

(ウ)化学合成農薬代替防除技術等を整理した病害虫防除マニュアルを作成・公表している。

なお、諸外国における残留農薬基準値に関する情報は、食料産業局輸出促進課が情報を更新している。これまでの病害虫防除マニュアル作成実績は、以下のとおり。

- ・平成 26 年度事業成果: 「いちご」及び「茶(煎茶(一番茶)・玉露)編」
(平成 27 年 8 月 18 日付けプレスリリース済み)
- ・平成 27 年度事業成果: 「茶(かぶせ茶・抹茶)編」、「茶(総合編)」及び「りんご(無袋栽培)」
(平成 28 年 10 月 28 日付けプレスリリース済み)
- ・平成 28 年度事業成果: 「りんご(有袋・無袋栽培)」、「なし」及び「かんきつ」
(平成 30 年 3 月 6 日付けプレスリリース済み)

(参考 1) 輸出相手国の残留農薬基準に対応した病害虫防除マニュアル …HP

(参考 2) 諸外国における残留農薬基準値に関する情報 …HP

3) 農産物輸出用防除対策の確立における今後の取組について

病虫害防除マニュアルの普及・推進に関するフォローアップが重要であることから、昨年同様、各都道府県や産地に対して、病虫害防除マニュアルの活用及び現場の課題に関するアンケート調査の実施を予定している。

また、平成 31 年に農林水産物・食品の輸出額を一兆円規模に拡大するという目標を達成するため、府省横断の輸出力強化戦略実行チームが組織され、各府省の取組状況をフォローアップしつつ、今後の対策を検討している。この強化戦略による対応をさらに加速するために、地域における防除マニュアルの活用を促進する方策として、優良な防除マニュアルの活用事例を農水省ホームページから公表することとなった。取組状況の公表に御協力いただける団体がまだ少ない状況であるが、現在公表に向け作業を進めているところである。

これから輸出に取り組もうという産地等への情報の共有化に繋がるよう、関係各所と意見交換をしながら、当該ホームページの充実に努めたい。

(5) 薬剤抵抗性病虫害対策について [略]

(6) 農林水産航空事業について [略]

3 資材費低減の観点から踏まえた今後の病虫害防除等について [略]

4 国内検疫関係

(1) 種馬鈴しょ検疫制度の見直しについて(資料 11)

1) 経緯

繁殖の用に供する馬鈴しょ(種馬鈴しょ)を生産する場合、植物防疫法に基づき栽培期間中に植物防疫官による検査が必要。一方で、検査の対象地域は、現在 11 道県のみが指定されており、それ以外の都府県では検査を実施していない。

しかし、近年の馬鈴しょ生産の多様化等により、11 道県以外の都府県で種馬鈴しょを生産しているとの情報があり、種馬鈴しょの生産実態を考慮した検査体制を構築する必要があると考えており、種馬鈴しょを生産(自家採種を除く)する全ての都道府県において、植物防疫官による栽培中の検査の導入を検討しているところ。

2) 今後の進め方について

① 各都道府県の協力を得た上で、種馬鈴しょの生産実態を把握するためのアンケート調査を実施予定。なお、アンケートの内容については、9～10 月に開催した植物検疫担当者会議でいただいたご意見をもとに調査項目を検討中。

② 調査結果をもとに、種馬鈴しょの生産実態を把握し、生産実態のある都道府県において、植物防疫所による検査を開始する考え(平成 32 年度目途)。

3) 今後の主な予定

- 平成 30 年 11 月～種馬鈴しょ生産実態の調査
- 平成 31 年 4 月～種馬鈴しょ検疫の進め方を検討(規則改正を検討)
- 秋期種馬鈴しょ検疫制度改正案を関係者と意見交換
- 平成 32 年 4 月～規則の改正(新たな種馬鈴しょ検疫制度の開始)

(2) ジャガイモシストセンチュウの課題とその対策について

1) 背景

① ジャガイモシストセンチュウ(Gr)は、植物防疫法における「検疫有害動物」であって、その発生国からの寄主植物(ばれいしょ)の輸入は禁止されている。

② 国内では、昭和 47 年の Gr 発生以降、種馬鈴しょ検疫の対象としてその発生地域では、植付前に土壌検診を義務づける等の措置を実施してきた。

しかし、一般ほ場では特段の検疫措置は取っておらず、Gr 抵抗性品種が開発されているものの、抵抗性を持たない品種の作付けもあり、現在でも各地で発生している。

③ このため、検疫措置である Gr の寄主植物の輸入禁止とあわせ、国内でも Gr の調査等を開始し、国際及び国内検疫で Gr のまん延防止対策を同等に実施することで、Gr を総合的に管理して日本の植物検疫の妥当性を確保したいと考えている。

2) 今後の進め方(予定)

① 検疫有害動物であって、農業上でも重要病害虫の一つである Gr について、国内検疫の措置を講じて着実にまん延防止を進める考え。

- ② ついては、31 年度から3～4年かけながら、防除対策の基本となる Gr の発生範囲の特定を進めることとし、都道府県の協力を得た上で開始する予定。(予算措置を平成 31 年度概算要求中)。
- ③ 調査の結果、Gr 発生地域と確認された地域では、Gr 抵抗性品種の作付け等によるまん延防止対策の徹底を図ることを検討している。

3) 調査方法(案)について

調査は、昨年度発生したテンサイストセンチュウの発生調査のように、リスクに応じて設定した調査方法で実施する。専門家及び先日開催した植物検疫担当者会議における意見を踏まえ、調査方法を別添〇のとおり考えている(資料〇)。

なお、調査に当たっては、可能な範囲で過去のデータを活用する方向で検討している。

(3) 侵入警戒調査について [略]

(4) テンサイストセンチュウへの対応について

1) 経緯

平成 29 年9月、長野県諏訪郡原村の一部のほ場のアブラナ属植物において、テンサイストセンチュウ(Hs)が確認された。本線虫が確認された地域においては速やかにまん延防止対策が実施された。

2) 発生範囲の特定調査の結果等

Hs の確認を受けて、国内における発生範囲特定調査を開始し、平成 29 年 11 月までに全国で計 5,540 ほ場を調査した結果、原村の一部地域の計 117 ほ場(約 35ha)のみで Hs の発生を確認した。その後、追加の発生調査を行い、平成 30 年3月までに全国で計 2,716 ほ場を調査した結果、新たに Hs は確認されなかった。

3) 防除対策の実施

これまでの調査結果、対策検討会議での検討等を踏まえて平成 30 年4月から緊急防除を開始した。緊急防除の防除区域では、防除対策を実施すると共に、寄主植物の地下部等の移動制限等、当該線虫のまん延防止対策を徹底した。

(5) クビアカツヤカミキリについて

1) 経緯

- ① 平成 24 年7月、愛知県のサクラで本種の発生を確認。その後の調査で、7都府県の公園や街路樹、学校、園地等のサクラ、ウメ、モモ等において発生を確認。
- ② 平成 29 年2月、環境省及び農水省から都道府県の環境部局及び農林水産部局に対して、まん延防止のための適切な防除対策の実施等を要請。
- ③ 平成 30 年1月、本種が外来生物法に基づく特定外来生物に指定。

2) 対応状況

④ 農薬登録情報

本種の確認以降、4剤(フェンプロパトリンエアゾル、メタフルミジン水和剤、ペルメトリンエアゾル、アセタミプリト液剤)について、都道府県の農林水産部局等の関係機関が連携して試験を実施し適用拡大された。

⑤ 試験研究の推進

平成 30 年度「イノベーション創出強化研究推進事業」において本種の未発生県を含む6府県の農林水産部局等を中心とした共同研究機関が参画した「サクラ・モモ・ウメ等バラ科樹木を加害する外来種クビアカツヤカミキリの防除法の開発」が採択され、本年から本種の効率的な防除手法を開発し、被害の封じ込め等を目的とした事業が開始された。

3) 環境省との情報交換

平成 30 年 10 月、環境省と情報交換を実施し、農林水産部局の対応状況について、情報提供を行うとともに、生産者等の懸念事項である環境部局における公園、街路樹等のサクラ等において、適切な防除対策の徹底が行われないことに伴う本種のまん延と生産園地における被害の拡大について伝達し、当該地域における適切な防除対策の実施を要請。

5 農産物輸出促進のための新たな取組みについて [略]

種馬鈴しょ検疫制度について

1 制度の目的等

- 馬鈴しょは、栄養繁殖によって増殖されるため、種馬鈴しょを介して病害虫がまん延した場合、馬鈴しょ生産に甚大な被害を与えるおそれ。このため、無病健全な種馬鈴しょを供給する必要があることから、植物防疫法において「馬鈴しょ」を指定種苗として指定。
- 国内検疫の目的は、植物防疫法において「新たに国内に侵入し、又は既に国内の一部に存在している有害動植物のまん延を防止するため、検疫(検査)を実施する。」と規定。

2 検査の概要

種馬鈴しょの生産者((1)の地域の生産者)は、毎年、(2)の病害虫を対象とした検査(使用予定種馬鈴しょ、植付予定ほ場、栽培中のほ場及び生産物の検査)を受ける必要。

(1)検査の対象地域(11道県)

北海道、青森県、岩手県、福島県、群馬県、山梨県、長野県、岡山県、広島県、長崎県及び熊本県

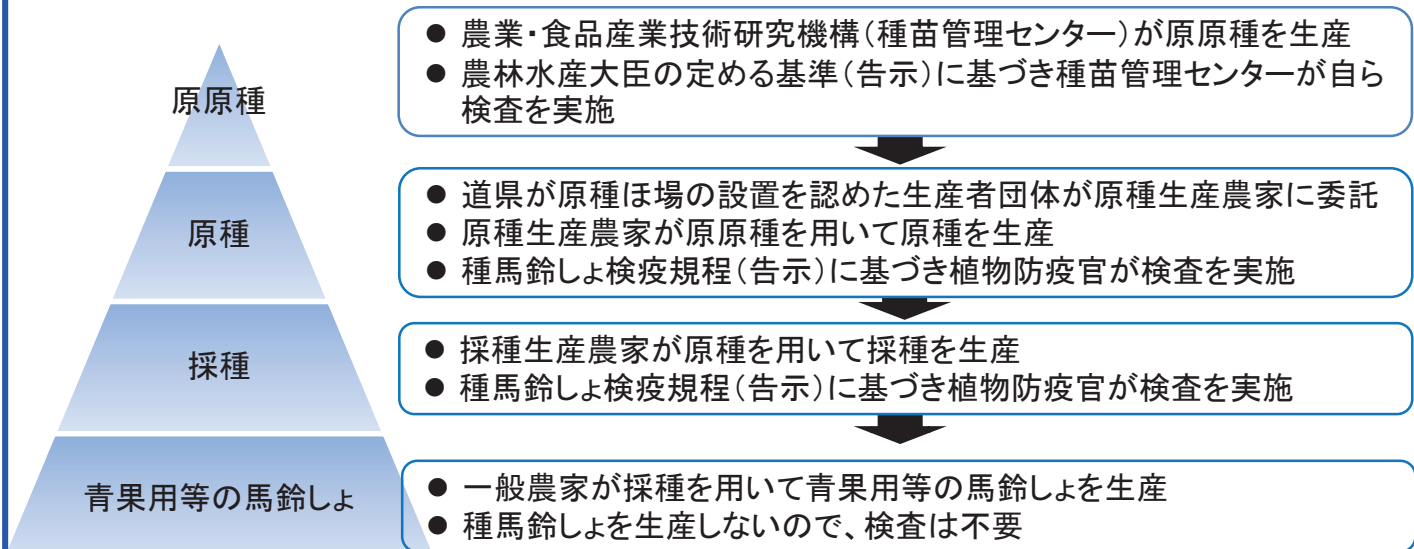
(2)検査の対象病害虫(10病害虫)

ジャガイモガ、ジャガイモシストセンチュウ、ジャガイモシロシストセンチュウ、馬鈴しょウイルス、輪腐病菌、そうか病菌、粉状そうか病菌、黒あざ病菌、疫病菌及び青枯病菌

(3)検査の適用除外

- ① (1)の地域以外で生産される種馬鈴しょ
- ② 都道府県又は農業・食品産業技術研究機構(種苗管理センター)が生産し、かつ、農林水産大臣の定める基準(告示)に基づき自ら検査する種馬鈴しょ
- ③ 種馬鈴しょの生産者が同一都道府県の区域内で自家採種用として生産する種馬鈴しょ

(4)検査の流れ



2 農薬の適正使用について

(1) 農薬の残留基準値超過事案や農薬の不適正使用事案への対応について

- 1) 現状 平成 18 年のポジティブリスト制度導入以来、農薬の適正な使用の指導のさらなる徹底を図ってきたが、依然として農薬残留基準値を超過する事例が散見される(過去 5 年間の平均で 23 件／年程度)。基準値超過の原因としては、適用に関する知識不足、ラベルの確認不足による適用のない作物への農薬の使用、散布器具の洗浄が不十分であったことによる別の作物に使用した農薬の混入、農薬のドリフト等が報告されている。また、近年は生産・流通ルート別では、農産物直売所など農協を経由しないルートで販売される農産物における基準値超過もみられている。さらに、農薬残留基準値は超過していないものの、農薬の不適正使用も散見されている。

2) 発生時の対応

このような状況に鑑み、農林水産省は農薬の基準値超過事案や農薬の不適正使用事案への対応は、事案の発生した真の原因に則した再発防止策が講じられることが最も重要であると考え、まずは徹底的な原因究明を行っていただくようお願いしているところである。このような事案が発生した場合には、購入者に対する健康影響や全国的な対応の必要性などの観点から、[別紙2-2]に示しており、状況の確認や必要に応じて出荷の自粛等の対応を講じていただくとともに、できるだけ速やかに農林水産省に第1報の提供をお願いしたい。報告に当たっては様式の例を別紙2-3に示しているので、これを参考としていただきたい。なお、農薬の使用履歴がない場合は農薬の種類や使用方法については農家の記憶に頼るほかなく、また農家の勘違いによる誤使用の場合は記録と実際の使用方法が一致しない可能性もあり、原因究明が困難なケースもあると考えられるが、検出された残留濃度、使用履歴その他周辺情報を総合的に勘案して、当該事案の発生原因として説得力のあるものであるかどうかを検討した上で、調査結果をご報告願いたい。

3) 原因究明と指導について

基準値超過が判明した場合、再発防止のための対策が講じられることが肝要であり、以下の手順に沿った都道府県の迅速な対応が求められる。

- ・当該農産物を摂取した場合の健康影響の判断(通常は保健衛生部局対応)
- ・必要な場合、当該農産物の回収、出荷自粛等の措置(通常は保健衛生部局対応)
- ・基準値超過の生じた原因の究明
- ・再発防止のための対策の実施

① 基準値超過の原因究明

ア 基準値超過の原因は、ラベルの確認不足等による適用のない作物への農薬の使用が大半。その他、使用時期、回数又は希釈倍数の誤り、散布器具の未洗浄や洗浄が不十分であったことによる別の作物に使用した農薬の混入、農薬のドリフトなど。

イ 以下を念頭に、都道府県において踏み込んだ原因究明を行うことが、再発防止の第一歩。

- ・原因究明の目的は、違反を摘発して農業者を処罰することではない。同じ原因による基準値超過が再発しないよう対策を講じるのが目的であり、何が原因であったのかの確実な見極めが不可欠。
- ・農薬の使用履歴や農家からの聞き取りに基づき構築された基準値超過のシナリオが、問題の農産物中の残留レベルと比較して妥当なものであるかの検証が必要。(農薬対策室は、検証作業に協力する用意)
- ・基準値超過の原因を安易に使用基準違反以外のところ(散布器の洗浄不足、ドリフト等)に求めると、真の原因が見逃され、誤使用が放置される。

イ 最終的に結論が推定を含むものとなったり、原因を一つに絞りきれなかったとしても、類似の事例が蓄積されていく過程で一定の傾向が見えてくる可能性もあるので、報告をお願いしたい。

ウ 基準値超過の原因は、農薬登録の際に想定していない栽培体系や農薬の使用、作物残留試験で捉えきれなかった残留量のばらつきなどが原因となることも否定できず、このような可能性が示唆された場合は、国において使用基準又は農薬残留基準値の変更も検討することとなる。

② 再発防止のための実効性のある対策の実施

基準値超過事案は、その発生原因や再発防止対策等の情報を全国の関係者間で共有し、同じ過ちを起こさないようにすることが重要。

このため、基準値超過事案に関する情報を電子メール等を通じて全国の関係者間で速やかに共有する仕組みとしている。

- ・農薬対策室は、都道府県の担当者からの報告に基づき、基準値超過事案の発生した状況やそれを防止するためにとられた対策について、全国の都道府県の担当者に電子メールで速やかに情報提供。(地方農政局等の農薬担当者にも同時に送付。)
- ・都道府県においては、担当者宛てに提供される情報が現場で農家の指導に携わる者に活用されるよう、普及指導員等に速やかに情報提供する等の対応をお願いする。

③ 健康影響に関する的確な判断に基づく回収、出荷自粛等

基準値超過の判明した農産物の回収や出荷自粛等の措置は、通常は都道府県の保健衛生部局による対応となるが、農協等による出荷前検査で基準値超過事案が判明した場合には、当該農産物の食品としての安全性や自主回収・出荷自粛等の措置について農薬担当部局の見解を求められることも考えられる。その際には、特に ADI(一日許容摂取量)や ARfD(急性参照用量)が小さい農薬の場合や残留濃度が基準値を大幅に超過する場合には、以下に留意が必要である。

- ・慢性影響の有無の判断に当たっては、当該農産物からの農薬の摂取量と ADI の単純比較でなく、基準値超過のあった品目以外の食品からの当該農薬の平均的な摂取量も考慮する必要。
- ・短期影響の有無の判断に当たっては、ARfD が設定されている農薬については、作物残留濃度のばらつきや当該農産物を一度に大量に摂取した場合も考慮して短期経口暴露量を試算し、ARfD との比較が必要。
- ・なお、基準値への適合の確認や暴露量の試算に当たっては、農薬の有効成分のほか、その代謝物についても分析が必要な場合もあるので、出荷前の自主検査を行う JA の分析機関等における適切な対応が必要。

(農薬対策室は、都道府県からの要請があれば、上記の試算等に協力する用意。)

4) 農薬の適用作物名について

本年度、一部地域において、「メロン」の栽培過程で副産物として生じる「漬物用メロン」に適用のない農薬が使用される事案が発生した。同名の作物であっても、収穫時期、作物の大きさや形状等の違いによっては、農薬の残留量が異なり、このような場合には、農薬の適用を分け、異なる使用基準を定めているところである。今回の事案を受け本年度 7 月に、誤認を防ぐための指導の状況、また、その他の事例に関する指導の状況についての調査をご協力頂いたところ。今後、誤認の多い農作物の多い農作物について改めて整理し、情報提供する予定。

都道府県におかれましては、農家等の農薬使用者に対して農薬の適用作物を誤認しないよう、改めて指導の徹底を図るようお願いする。

(2) 農薬の危害防止について

1) 農薬危害防止運動(農薬による危害防止対策) [略]

2) 住宅地等における農薬使用

①住宅地通知の概要

学校、公園、街路樹並びに住宅地に近接する農地等において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民等の健康被害が生じないようにすることが必要。このため「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」(平成 15 年農水産省・環境省令第 5 号)第 6 条において、住宅地周辺における農薬使用に当たって飛散防止のために必要な措置を講じるよう努めるべき旨を規定。

取組みを徹底するため平成 25 年 4 月 26 日に以下の内容を加え、新たに「住宅地等における農薬使用について」(25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知。以下「住宅地通知」という。)を制定。

ア 住宅地等における農薬使用に際しての遵守事項の指導

- ・なるべく農薬を「散布」しない病虫害管理の実施
- ・予防散布及び現地混用の回避
- ・飛散低減対策の実施
- ・農薬使用前の周辺住民等への周知の実施 等

イ 地方公共団体が行う病虫害防除における取組の推進

- ・植栽管理の委託業務仕様書に住宅地通知の遵守を規定
- ・農薬を使用する業務を委託する際の入札要件に農薬管理指導士等を規定

ウ 相談窓口の設置等の体制整備

- ・周辺住民等からの相談に、関係部局が相互に連携して対応できるよう相談窓口の設置等の体制を整備

②住宅地通知の指導の実施状況

地方公共団体に対し、住宅地通知の幅広い周知や①ア～ウについて協力を要請してきたところであり、これまでも通知や研修会、講習会等の実施により周知先の拡充が図られてきたところ。本年度の農薬の危害防止運動の総括・検証の結果や、H29 年度の住宅地通知に係る研修会等の実施実績など、共有されている他都道府県の取組を参考に、周知先の範囲拡充や入札資格要件の設定など、住宅地通知に基づく一層の取組の徹底を図るようお願いする。

③通知の再周知

昨年 9 月、公立小学校において児童が授業を受けている時間帯に、敷地内樹木の害虫駆除を目的として農薬が散布され、それにより 6 名の児童が体調不良を訴え、病院に搬送される事案が発生した。

同様の事案が発生しないよう、農水省と環境省は都道府県宛てに『「住宅地等における農薬使用について」の再周知・指導の徹底について』（平成 29 年 10 月 25 日付け 29 消安第 3874 号・環水大土発第 1710251 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長通知）。以下「再周知通知」という。）を発出した（別紙2－4参照）。

都道府県におかれては、再周知通知に記載の事案だけでなく、住宅地等における農薬使用による被害の発生を防ぐため、今後とも農業場面のみならず、道路、公園、学校、保健所、住宅等といった不特定多数の方が立ち寄る公共施設の所管部局に対し、住宅地通知の再周知、指導及び理解の徹底をお願いする。また、これらの部局の担当者を対象とした研修会等の積極的な開催をお願いする。

④相談窓口について

全ての都道府県において相談窓口が設置され、関係部局が連携して対応する体制が整備されている。引き続きの対応をお願いする。

⑤研修等

これまでも農政局及び都道府県等が主催する講習会、研修会において住宅地通知に係る説明に講師として職員の派遣を行っている。住宅地等における農薬使用による被害の発生を防ぐためにも、今後もしも相談があれば講師の派遣を検討するので、農政局、都道府県においては再周知通知に記載したような事案の再発防止のためにも講習会、研修会の積極的な開催をお願いしたい。

(3) 今般の農薬取締法改正に伴う対応事項について

今般の農薬取締法改正では、農薬の登録審査の充実等が大きな見直しの内容となっているが、販売者、使用者など全ての農薬を取り扱う者が販売及び使用の規制に従い、適正に取り扱うことで、農薬の安全性は確保される。

このため、都道府県におかれては、今般、法令改正があった以下に掲げる農薬の販売及び使用の規制に関する事項について、平成 30 年 10 月 16 日に開催した農薬取締法改正に係る都道府県等担当者会議の際の配布資料（別紙2－5）を参考に農薬の販売者、使用者それぞれに指導・周知をお願いしたい。

(4) 蜜蜂への危害防止対策

平成 25 年 5 月、EU は、蜜蜂への危害を防止するため、ネオニコチノイド系農薬の使用の一部を暫定的に制限することを決定した。これを受け、これらの農薬に対する関心が高まったことに応え、蜜蜂への危害を防止することを目的として我が国で行っている取組の内容を、同年 8 月 26 日に Q&A の形式で、農林水産省のホームページに「農薬による蜜蜂の危害を防止するための我が国の取組」として掲載した（新改訂：平成 28 年 11 月）。[http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/]

1) 基本的考え方

欧米では、女王蜂や幼虫だけを残して働き蜂がいなくなる、いわゆる「蜂群崩壊症候群」（CCD）が報告されており、ネオニコチノイド系農薬との関係が疑われているが、我が国ではこのような現象は見られていない。

また、ネオニコチノイド系農薬は、害虫のみならず蜜蜂に対しても影響を与えるものであることは事実で、我が国の稲作において、米の商品価値を著しく低下させるカメムシの防除が重要である中、

- ・防除効果に優れており、また、カメムシ防除に使われる他の系統の農薬に比べ、人や水生生物に対する安全性等の観点から利点があること
- ・カメムシ防除に使われる農薬の中で、蜜蜂への悪影響が少ない代替剤がないことから、現時点では、蜜蜂の被害ができるだけ生じないようにしながら使用していくことが適当である。

農薬が原因と疑われる蜜蜂の被害が水稻のカメムシ防除の時期に多く報告されていることを踏まえ、ネオニコチノイド系農薬も含め、農薬を使用する場合は、農家と養蜂家との間で巣箱の設置場所や農薬の使用時期などの情報を共有し、巣箱の退避などの対策を講じるよう指導していくことが重要である。

2) 被害事例に関する調査・報告について

我が国における農薬の使用に伴って発生した疑いのある蜜蜂の被害事例は、平成 24 年度以前は、毎年、全国で数件程度の報告があったが、それらの事例と原因との関係についての十分なデータは把握できていなかった。

このため、農林水産省は、国内外で関心の高い農薬と蜜蜂の被害発生との関連性を把握し、事故の発生要因を考慮した被害軽減対策の検討に役立てるため、平成 25 年度から平成 27 年度までの3年間(平成 25 年 5 月 30 日～平成 28 年 3 月 31 日)で、農薬が原因と疑われる蜜蜂数の顕著な減少や大量の死虫の発生事例(以下「被害。’)を調査し、被害の発生要因を解析することとした。なお、巣箱の周辺で採取された死虫は、FAMIC に送付して分析を行い、要因解析に活用した。

3) 蜜蜂被害事例調査(平成 25 年度～27 年度)の結果及び今後の取組について

3年間の調査結果を総合的に解析し、平成 28 年 7 月 7 日に公表した。

- 被害の発生は、水稻のカメムシを防除する時期に多く、巣箱の周辺で採取された死虫からは各種の殺虫剤が検出されたが、それらの殺虫剤の多くは水稻のカメムシ防除への使用することが可能なものであった。そのため、これらの死虫が、水稻のカメムシ防除に使用された殺虫剤を直接浴びた可能性が高いと考えられる。
- 検出された各種の殺虫剤の被害への影響の程度は特定できなかった。
- 蜜蜂の被害を軽減させるためには、農林水産省が、被害調査の中で都道府県に指導してきた以下の対策が有効であることが判明。
- ①農薬使用者と養蜂家の間の情報共有
 - ・養蜂家は、巣箱の設置場所等の情報を農薬の使用者と共有する
 - ・農薬の使用者は、農薬を散布する場合は、事前に、散布場所周辺の養蜂家に対し、その旨を連絡する 等
- ②養蜂家による対策(巣箱の設置場所の工夫・退避)
 - ・水田に囲まれた場所や周辺に水稻以外の花粉源が少ない場所では、被害発生の低減のためには、巣箱を置かないようにするか、水稻の開花期に巣箱を退避する 等
- ③農薬使用者による対策(農薬の使用の工夫)
 - ・蜜蜂の活動が盛んな時間帯(8 ～ 12 時)の農薬散布を避け、できるだけ早朝、または夕刻に散布する
 - ・蜜蜂が浴びにくい形の殺虫剤(粒剤の田面散布)を使用する等

本結果を踏まえ、

- ①農林水産省は、以下の取組を実施。
 - ・都道府県による対策の継続的な実施を促進する。
 - ・水稻のカメムシを防除する時期(7月～9月頃)には、対策の実施を徹底し、注意喚起を行うため、都道府県に対し、通知を発出する。その際、水稻以外の作物についても、情報共有等の対策を行うよう注意喚起を行う。
- ②農林水産省は、上記の対策が有効であったかどうかの検証等のために、毎年、都道府県ごとに被害の件数等を把握。

なお、平成 28 年度の蜜蜂被害件数及び対策の検証結果については、平成 30 年 7 月 17 日付けで公表した。なお、被害が継続している地域において、農林水産省も都道府県等に協力して、地域で更なる被害防止対策の検討を実施した。「平成 29 年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」(平成 30 年 6 月 21 日付け

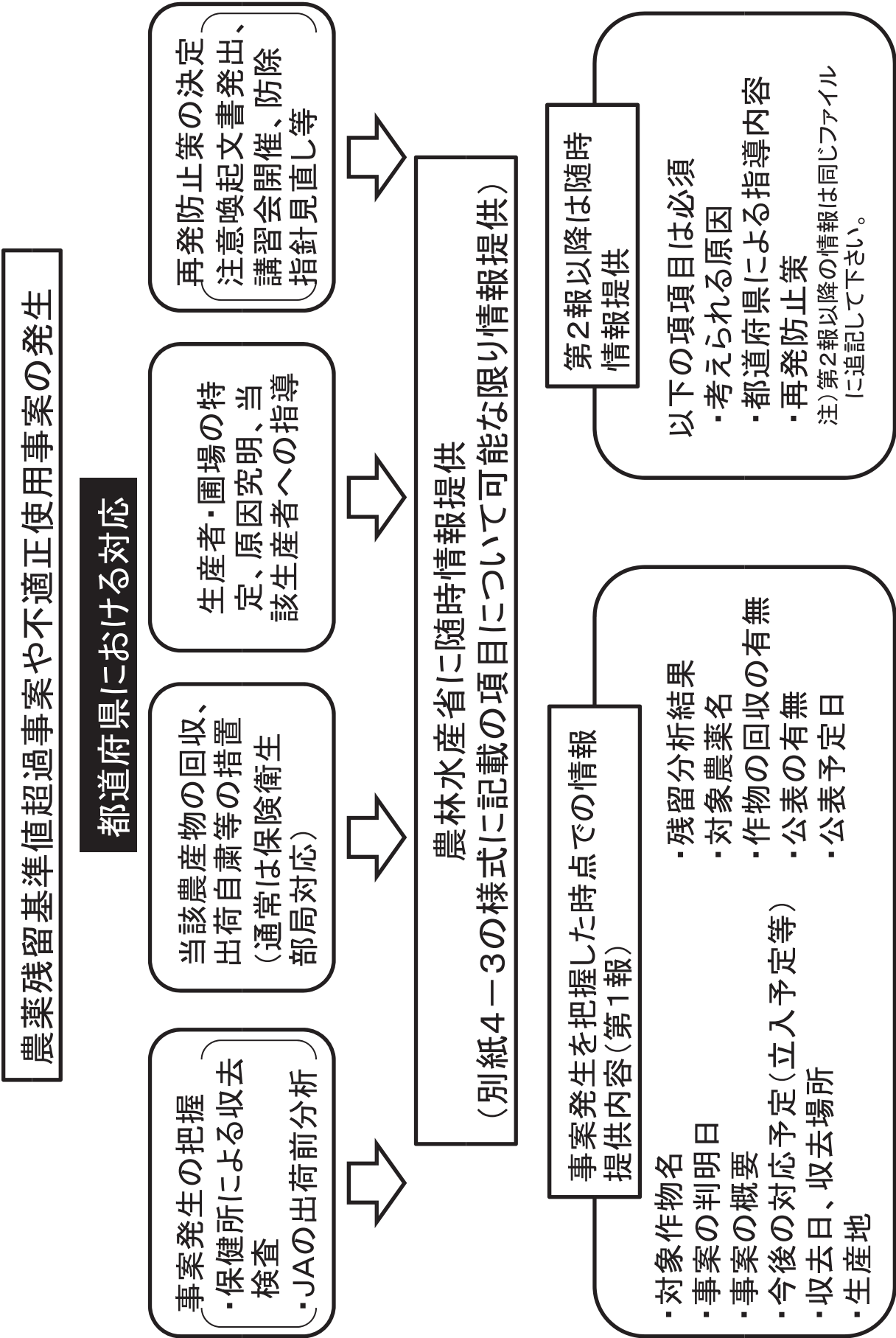
30 消安第 1670 号・30 生畜第 518 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長・生産局畜産部畜産振興課長通知)に示した調査を実施頂くとともに、引き続き情報交換の徹底や、地域の実態に合わせた対策に努めていただき、対策の有効性の検証等を行って頂くようお願いする。

[別紙2－1]

残留農薬基準値超過や不適正使用事案事例(平成 30 年 4 月 1 日～9 月末日)

品目	農薬名	区分	検出値 (ppm)	基準値 (ppm)	原因
茶	プロ プシミドン	殺虫剤	0.23	0.1	隣接ハウスで栽培する作物に散布した農薬が、ハウスの換気扇を通じて飛散した
こまつな	イミシアホス	殺菌剤	0.02	0.01	農薬の土壌残留が原因の一つとして考えられるが特定できず
漬物用 メロン	①アクリナトリン ②ミノクタジンアルベシ ル酸塩 ③ニテンピラム ④フロニカミド	殺虫剤・ 殺菌剤	不検出	①0.2 ②0.3 ③0.3 ④0.4	「メロン」に登録があれば「漬物用メロン」にも使用可能と誤認した
モヘイヤ	DBN	除草剤	0.03	0.01	農薬の土壌残留が原因の一つとして考えられるが特定できず
コマツナ	①テフルベンズロン ②トルフェンピラド	殺虫剤	①0.73 ②2.1	①0.01 ②0.01	知識不足により、他の葉菜類に登録があればコマツナについても使用可能と誤認した
さんしょう	フルトラニル	殺菌剤	0.032	0.01	隣接するほ場で使用した農薬が飛散した
セロリ	メトラクロール	除草剤	0.09	0.01	散布器具の未洗浄及び隣接した畝に使用した農薬が飛散した疑い
しゅんぎく	オリサストロビン	殺菌剤	0.06	0.01	稲の育苗時に使用した農薬が土壌にしみ込み次作として栽培したしゅんぎくが吸収した
チンゲン菜	トフェンプロックス	殺虫剤	13.4	0.01	ラベルを確認せず適用のないチンゲン菜に使用した
こまつな	①フェリムゾン ②フサライド	殺虫剤	①0.02 ②0.03	①0.01 ②0.01	隣接するほ場で使用した農薬が飛散した
ニラ	トフェンプロックス	殺虫剤	0.28	0.01	ラベルを確認せず適用のないニラに使用した
ねぎ	ダイアジノン	殺虫剤	0.2	0.1	使用基準(使用量)違反
きゅうり	ピロキロン	殺菌剤	0.37	0.01	稲の育苗時に使用した農薬が土壌にしみ込み次作として栽培したきゅうりが吸収した
にんじん	アセフェート	殺虫剤	0.02	0.01	隣接した畝で使用した農薬が降雨により流出し、にんじんが吸収した

農薬残留基準超過事案や不適正使用事案発生時の情報提供について



[別紙 2 - 4]

29 消 安 第 3974 号
環水大土発第 1710251 号
平成 29 年 10 月 25 日

各都道府県農薬指導主管

農林水産省消費部長 殿・安全局農産安全管理課長
環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長
(公印省略)

「住宅地等における農薬使用について」の再周知・指導の徹底について

学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地及び森林等における農薬使用については、これまで、「住宅地等における農薬使用について」(平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知。以下「住宅地通知」という。)により、農薬を使用する者が遵守すべき事項を示し、関係者への指導をお願いしてきたところである。

しかしながら、今般、公立小学校において児童が授業を受けている時間帯に、敷地内樹木の害虫駆除を目的として農薬が散布され、それにより、6 名の児童が体調不良を訴え、病院に搬送される事案が発生した。
本事案は、教育委員会が防除業者に作業を委託したものであり、担当者からの聞き取りによれば、以下の原因により発生したとのことである(別添)。

- ・ 農薬散布を児童が在学し授業を受けている日・時間帯に実施したこと。
- ・ 小学校の施設管理者と防除業者間、小学校内の職員間で、散布当日の作業スケジュールや安全確保対策等の詳細な情報共有が不十分であったこと。
- ・ 教育委員会、小学校の施設管理者及び農薬散布を委託された防除業者のいずれも、住宅地通知の周知・徹底を目的とした研修に参加しておらず、住宅地通知の内容を十分理解していなかったこと。このようなことから、今後、同様の事案が再発することがないように、貴職より、地方公共団体の施設管理部局の担当者を含む、農薬使用者、農薬使用委託者、病虫害防除等の責任者、農薬の散布を行う土地・施設等の管理者に対し、住宅地通知を再周知して頂くとともに、特に、以下の事項について指導の徹底をお願いする。
- ・ 農薬散布にあたっては、万が一にも子どもが農薬を浴びることがないように、学校敷地への散布は、児童が在学し授業を受けている日・時間帯に実施しないなど、散布日・時間帯に**最大限配慮**すること。
- ・ 農薬散布の情報は、周辺住民に対して事前に周知するとともに、施設管理者とその他職員間、施設管理者と委託された防除業者間で連携し、散布当日の作業スケジュールや安全確保対策等の詳細な情報を共有すること。
- ・ 住宅地通知の周知・徹底を目的とした研修に定期的に参加するとともに、農薬の散布を委託した場合は、委託された防除業者等に住宅地通知を徹底させること。

小学校における農薬散布による被害事案について

1. 被害事案の概要

散布対象：小学校の敷地内にある樹木
農薬：有機リン系殺虫剤、展着剤
被害：児童が授業を受けている時間帯に農薬散布が行われ、体育館で授業に出席していた児童6名が、咳や気持ちが悪
いなど体調不良を訴えた。

2. 被害発生までの経緯

- ・ 農薬散布の情報は、農薬散布の1週間前の職員打ち合わせで、実施日時が共有された。その際、当日の午前中は外に出ないこと、午後もし樹木や葉に触れないよう児童に指導するよう各職員に指示が行われた。
- ・ 職員室内にも散布日時が掲示され、事前周知はされていたが、保護者及び周辺住民に対しては、事前周知はされていなかった。
- ・ 農薬散布当日、学校側は散布前に校内放送で窓を閉めるように連絡、教員が校舎、体育館を巡回して目視で、窓が閉まっていることを確認した。
- ・ 防除業者は、校舎側の樹木の散布が終了したことを学校側に伝え、学校側は、その報告を受けて窓を開けて良いとの校内放送を行った。
- ・ その後、防除業者は、体育館周辺での散布を行ったところ、体育館で授業をしていた教員が放送を聞き、窓を開けて授業を実施していたため、体育館に農薬が入り込み、それを吸い込んだ児童が被害を受けた。（体育館で授業をしていた教員は、体育館の周囲で農薬が散布されることを知らなかった）

3. 被害が発生してしまった原因

- ・ 農薬散布を児童が在学し授業を受けている日・時間帯に実施したこと。
- ・ 小学校の施設管理者と防除業者間、小学校内の職員間で、散布当日の作業スケジュールや安全確保対策等の詳細な情報の共有が不十分であったこと。
- ・ 教育委員会、小学校の施設管理者及び農薬散布を委託された防除業者のいずれも、住宅地通知の周知・徹底を目的とした研修に参加しておらず、住宅地通知の内容を十分理解していなかったこと。

4. 県が実施した指導の状況

市：小学校における農薬散布業務については、業務を業者に委託する場合であっても、業務委託者である市、小学校も農薬使用に関する責任を有していることから、関連する全ての者が、住宅地通知の内容に沿った対応をとり、農薬使用の必要性を十分検討の上で適切に実施し、万が一にも児童に健康被害を生じさせないように指導した。また、県が開催する農薬適正使用アドバイザー認定及び更新研修会等へ参加するよう指導した。

防除業者：住宅地通知を再周知し、農薬を使用する際は危害防止に最大限配慮することを指導するとともに、県が開催する農薬適正使用アドバイザー認定及び更新研修会に出席するよう指導した。

農薬取締法の一部を改正する法律の概要

背景

○ 農薬の安全性の向上

科学の発展により蓄積される、農薬の安全性に関する新たな知見や評価法の発達を効率的かつ的確に反映できる農薬登録制度への改善が必要

○ より効率的な農業への貢献

良質かつ低廉な農薬の供給等により、より効率的で低コストな農業に貢献するため、農薬に係る規制の合理化が必要

※ なお、農業競争力強化支援法においても、農薬に係る規制を、安全性の向上、国際的な標準との調和、最新の科学的根拠に基づく規制の合理化、の観点から見直すこととされている。

目指す姿

国民にとって、農薬の安全性の一層の向上

農家にとって、①農作業の安全性向上、②生産コストの引下げ、
③農産物の輸出促進

農薬メーカーにとって、日本発の農薬の海外展開の促進

法案の概要

1 再評価制度の導入

同一の有効成分を含む農薬について、一括して定期的に、最新の科学的根拠に照らして安全性等の再評価を行う。また、農薬製造者から毎年報告を求めること等で、必要な場合には、随時登録の見直しを行い、農薬の安全性の一層の向上を図る。なお、現行の再登録は廃止する。

(第8条、第9条、第15条、第29条、旧第5条)

2 農薬の登録審査の見直し

(1) 農薬の安全性に関する審査の充実

- ① 農薬使用者に対する影響評価の充実
- ② 動植物に対する影響評価の充実
- ③ 農薬原体（農薬の主たる原料）が含有する成分（有効成分及び不純物）の評価の導入

(第3条第2項)

(2) ジェネリック農薬の申請の簡素化

ジェネリック農薬の登録申請において、先発農薬と農薬原体の成分・安全性が同等であれば提出すべき試験データの一部を免除できることとする。

(第3条第3項)

施行期日：公布日から6月以内（ただし、2（1）①及び②については、公布日から2年以内）

〔緑安協：本法律の概要は追加資料、公布日補足〕

1. 公布日から6月以内：2018年12月1日
2. 公布日から2年以内：2020年4月1日

今般の農薬取締法改正に伴う対応事項について

1 基本的な考え方

今般の農薬取締法改正では、農薬の登録審査の充実等が大きな見直しの内となっていますが、販売者、使用者など全ての農薬を取り扱う者が販売及び使用の規制に従い、適正に取り扱うことで、農薬の安全性は確保されます。

このため、都道府県におかれては、今般、法令改正があった以下に掲げる農薬の販売及び使用の規制に関する事項について、農薬の販売者、使用者それぞれに指導・周知をお願いいたします。

2 指導・周知いただきたい事項

(1) 農薬使用者

- ① 表示事項（ラベル）の遵守と農薬に対する理解の醸成による適正使用の徹底

(法第 27 条、使用基準省令第 2 条関係)

- ② 農薬の表示方法について

(施行規則)

(参考) 農薬使用者に読みやすく、理解しやすい表示について

(施行規則)

- ③ ゴルフ場における農薬使用について

(使用基準省令第 5 条関係)

- ④ 無人航空機による農薬使用に当たっての使用計画書の提出

(使用基準省令第 4 条関係)

【注:補足情報】

2018/11/30 今般の改正では見送ることとされました。

- ⑤ 周辺環境に配慮した農薬使用の徹底

(使用基準省令第 6 条関係)

- ⑥ 水田における農薬使用に当たっての流出防止措置の徹底

(使用基準省令第 7 条関係)

- ⑦ 多年生植物について

(施行規則)

(2) 農薬販売者

- ⑧ インターネットオークション等における農薬販売に対する農薬販売届の徹底

(法第 17 条、施行規則)

①ー1 表示事項の遵守について（使用基準省令第2条関係）

1 改正の内容

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）第2条の改正により、従前の最終有効年月に加え、その他の表示事項（適用病虫害の範囲及び使用方法、農薬の貯蔵上又は使用上の注意事項）に従って、農薬を安全かつ適正に使用するよう努めることを明確化する。

【現行】

第2条第2項 農薬使用者は、農薬取締法第7条第12号に規定する最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう努めなければならない。

【改正後】

第2条第2項 農薬使用者は、農薬取締法第16条第4号、第9号及び第11号に掲げる事項に従って農薬を安全かつ適正に使用するよう努めなければならない。

（※）農薬取締法第16条（製造者及び輸入者の農薬の表示）第4号 登録に係る適用病虫害の範囲及び使用方法
第9号 農薬の貯蔵上又は使用上の注意事項 第11号 最終有効年月

2 改正後の運用について

これまでも、現場における農薬の適正使用の指導においては、適用作物、農薬の使用時期、使用回数、使用量等のラベルの表示事項を確認して適正に使用するよう指導してきたところ。

一般の農薬取締法改正を踏まえ、今後、農薬危害防止運動や講習会等を通じて、適用病虫害の範囲及び使用方法、農薬の貯蔵上又は使用上の注意事項及び最終有効年月を含めたラベルの表示事項に従った適正使用について、より一層の指導を徹底する。

3 今後の予定

（1）本年度、農薬危害防止運動の総括・検証を実施しているところであり、この総括・検証の結果を踏まえ、国と都道府県は協力して、運動の質及び量を充実し、運動の実行性を向上させる方策を検討する予定^{（※）}。

（※）11月の各植物防疫地区協議会の農薬分科会で議論する予定。

（2）植物防疫地区協議会における議論の結果等を踏まえ、2019年度の農薬危害防止運動においては、ラベルの表示事項に従った適正使用の徹底や農薬使用者の適正使用に係る意識の啓発をお願いする予定。

（3）都道府県におかれては、（1）及び（2）を受けて、農薬危害防止運動や農薬使用者を対象とした講習会、啓発活動等を通して、指導の徹底をお願いする。

①ー2 農薬の使用に関する理解等について（法第27条関係）

1 改正の内容

農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、普及指導員等の指導を受けるだけでなく、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めるものとする旨を追加する。

【現行】

（農薬の使用の指導）

第12条の3 農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農業改良助長法第8条第1項に規定する普及指導員・・・の指導を受けるように努めるものとする。

【改正後】

（農薬の使用に関する理解等）

第27条 農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めるとともに、農業改良助長法第8条第1項に規定する普及指導員・・・の指導を受けるよう努めるものとする。

2 改正後の運用について

これまでも、農林水産省では、毎年度「農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況」や「国内農産物における農薬の使用状況及び残留状況」の調査結果を公表する等、農薬の適正使用に資する情報を提供。また、各都道府県においては、農薬危害防止運動や農薬の利用者を対象とした講習会等を通して、適正使用の徹底に取り組みまてきたところ。

一般の農薬取締法の改正において、再評価制度等を導入することにより、最新の科学的知見に基づき評価された安全な農薬の確保・供給を図ることとしているが、生産現場で農薬の安全性を確保するには、再評価の結果に伴う使用方法の変更等に対して、農薬使用者に的確に対応していただくことが必要である。

このため、農薬使用者は自らが、食料生産を行う事業者として、農薬を安全かつ適正に使用するための知識と理解の向上を深めることが重要である。また、国と都道府県が協力し、そうした農薬使用者の知識や理解の向上を後押しするための環境づくりを行う必要がある。

3 今後の予定

（1）本年度、農薬危害防止運動の総括・検証を実施しているところであり、この総括・検証の結果を踏まえ、国と都道府県は協力して、運動の質及び量を充実し、運動の実行性を向上させる方策を検討する予定^{（※）}。

（※）11月の各植物防疫地区協議会の農薬分科会で議論する予定。

（2）植物防疫地区協議会における議論の結果等を踏まえ、2019年度の農薬危害防止運動においては、農薬使用者の適正使用に係る意識の啓発をお願いする予定。

（3）都道府県におかれては、（1）及び（2）を受けて、管内で実施する農薬危害防止運動や農薬使用者を対象とした講習会、その他啓発活動等を通して、指導の徹底をお願いする。

② 農薬の表示方法について（施行規則関係）

1 改正の内容

農薬の表示の方法として、農薬の容器に表示が困難な場合、表示事項を記載した文書を容器に添付することを可とする。

【現行】

第7条第1項 法第7条の規定による表示は、農薬の容器に法第7条の規定により表示すべき事項を印刷し、又は表示事項を印刷した票せんをはり付けて示さなければならない。ただし、・・・表示事項のすべてを印刷した票せんをはり付けることが困難又は著しく不適当なときは、表示事項のうち法第7条第5号から第10号までに掲げる事項については、これを印刷した票せんを農薬の容器に結び付けることにより当該表示をすることができ。

（※）法第7条（製造者及び輸入者の農薬の表示）

第5号 登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法

第6号 第12条の2第1項の水質汚濁性農薬に該当する農薬

にあつては、「水質汚濁性農薬」という文字

第7号 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

第8号 水産動植物に有毒な農薬については、その旨

第9号 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある

農薬については、その旨

第10号 貯蔵上又は使用上の注意事項

【改正後】

（表示方法として、文書による添付も可とする方向で条文調整中。）

2 改正後の運用について

これまでも、表示事項の全てを容器に表示することが困難又は著しく不適当な場合は、表示事項の一部を印刷した票せんを「結びつける」ことで表示することが可能であったが、今後は「結びつける」ことに加え、一部の表示事項について記載した文書を容器に「添付」することができるものとする。

3 今後の予定

都道府県におかれては、引き続き、農薬の表示事項を十分確認し、適正使用を実施して頂くよう使用者への指導をお願いする。

（参考）農薬使用者に読みやすく、理解しやすい表示について（施行規則関係）

1 改正の内容

農薬の表示においては、農薬使用者に読みやすく、理解しやすい用語により表示することを追加。

○ 農薬取縮法

【現行】

第7条第1項 法第7条の規定による表示は、農薬の容器に法第7条の規定により表示すべき事項を印刷し、又は表示事項を印刷した票せんをはり付けて示さなければならない。

【改正後】

（農薬使用者が読みやすく、理解しやすい用語により表示する旨を追加する条文中で調整中）

○ 農薬取縮法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

安全な農産物の生産及び農薬使用者の安全を確保し、農薬による事故を防止するため、登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法、貯蔵上又は使用上の注意事項等を農薬使用者にわかりやすい手法で表示及び情報提供が行われるよう措置し、農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底を図ること。

2 改正後の運用について

【現行】

農薬の表示については、これまでも使用者に分かりやすい表示がされるよう「農薬を販売する際の表示要領の制定について」（平成15年6月25日付け15生産第2306号生産局長通知）において、文字の大きさや表示の仕方など具体的な表示の方法を農薬メーカーに指導をしてきたところ。

【改正後】

今般の改正を受けて、当該通知を改正し、文字の大きさに加え、二次元バーコードやRACコードの取り扱い等の表示内容について改善し、使用者に読みやすく、理解しやすい表示に農薬メーカーと順次改善を図っていく。都道府県におかれては、引き続き、農薬の表示事項を守って適正使用頂くよう指導の徹底をお願いする。

今後の予定

（1）農林水産省からは、第2弾施行に併せて、「農薬を販売する際の表示要領の制定について」を改正^(※)し、農薬メーカーに表示の改善を依頼するとともに、都道府県及び農薬販売事業者へも改善の内容について、周知を行う予定。都道府県におかれては、（1）を受けて、管内の農薬販売者に対して、通知の内容について、周知するとともに、農薬の容器等の表示事項を十分確認し、一層の適正使用を実施して頂くよう使用者への指導をお願いする。

〔（※）現在、改正にあたって、農薬ラベルの表示に対する御意見について都道府県からアンケートを実施しているところ。関係者の意見を踏まえ、読みやすい理解しやすい表示の改善について検討をしていく予定。〕

③ ゴルフ場における農薬使用について（使用基準省令第5条関係）

1 改正の内容

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）第5条の改正により、農薬使用計画書の提出先として、環境大臣が追加となる。また、新たにゴルフ場外への農薬の流出防止措置を講ずるよう努めることを明記。

【現行】

第5条 農薬使用者は、ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、・・・農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。

【改正後】

第5条第1項 農薬使用者は、ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、・・・農薬使用計画書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

同条第2項 前項の農薬使用者は、ゴルフ場の外に農薬が流出することを防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 改正後の運用について

① 農薬使用計画書の提出について

ゴルフ場における農薬使用計画書の様式については「農薬を使用する者に対する農薬使用計画書の提出依頼について」（平成16年1月19日付け15消安第5249号消費・安全局農産安全管理課長通知）で定めている。

【現行】提出資料：農薬使用計画書（様式の宛名：農林水産大臣）

提出先：農薬使用者の所在する地域を管轄する地方農政局等

【改正後】提出資料：農薬使用計画書（様式の宛名：農林水産大臣及び環境大臣）

提出先：農薬使用者の所在する地域を管轄する地方農政局等^(※)
(※) 使用計画書の提出については、従前のとおり、各農政局等へ提出。

② ゴルフ場外への流出防止措置について

これまでもゴルフ場における農薬使用においては、場外への流出防止措置について実施して頂いているが、引き続き、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針について」（平成29年3月9日付け環水大土発第1703091号環境省水・大気環境局長通知）等を参考に、指導を徹底。

2 今後の予定

- (1) 本年12月（P）を目処に、「農薬を使用する者に対する農薬使用計画書の提出依頼について」で定めている使用計画書様式を改正し、都道府県に通知する予定。
- (2) 2019年4月1日以降にゴルフ場において農薬を使用する場合は、(1)の通知に基づく様式により提出をお願いする。このため、都道府県におかれては、(1)の通知発出後、管内の農薬使用者への周知をお願いする。

④ 無人航空機による農薬使用計画書の提出について（使用基準省令第4条関係）

【注：補足情報】

2018/11/30 今般の改正では見送ることとされました。

1 改正の内容

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）第4条の改正により、無人航空機（ドローンを含む）による農薬散布の際には、農薬使用計画書の提出が必要となる。

【現行】

(航空機を用いた農薬の使用)

第4条第1項 農薬使用者は、航空機（航空法第2条第1項に規定する航空機をいう。）を用いて農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、・・・農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。

【改正後】

(航空機等を用いた農薬の使用)

第4条第1項 農薬使用者は、航空機等（航空法第2条第1項に規定する航空機及び同条第22項に規定する無人航空機をいう。）を用いて農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、・・・農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 改正後の運用について

【現行】

根拠：「空中散布における無人航空機利用技術指導指針」（平成27年12月3日付け27消安第4545号消費・安全局長通知）（以下、指針という）

提出資料：空中散布等事業計画書（指針で定めた様式により提出）提出先：都道府県協議会

提出時期：空中散布等を実施する月の前月末まで

【改正後】

根拠：農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第4条

提出資料：農薬使用計画書（指針で定めた様式^(※)により提出）

(※) 指針で定めていた事業計画書を他の農薬使用計画書と同様の様式に改正提

出先：都道府県協議会

提出時期：毎年度、使用しようとする最初の日まで

＜注意＞使用計画書の提出をしなかった場合、農薬取締法第25条に違反することとなるため、罰則の対象となる。

3 今後の予定 【注】補足情報 2018/11/30 今般の改正では見送ることとされました。】

- (1) 本年12月（P）を目処に、「空中散布における無人航空機利用技術指導指針」の第5 空中散布の実施（1 事業計画書の策定）における事業計画書の提出時期等を改正するとともに、別記様式1の事業計画書を農薬取締法施行規則に基づき、使用計画書様式に変更し、都道府県に通知する予定。
- (2) 2019年4月1日以降に無人航空機により農薬を使用する場合は、(1)の通知に基づく様式により提出をお願いする。このため、都道府県におかれては、(1)の通知発出後、管内の農薬使用者への周知をお願いする。
- (3) なお、従前から提出していたいる有人航空機の農薬使用計画書については、これまでどおり、農林水産省に直接提出する。

⑤ 住宅地等における農薬の使用について（使用基準省令第6条関係）

1 改正の内容

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）第6条の改正により、農薬の飛散防止措置を講じるよう努めなければならぬ範囲に、学校、保育所、病院その他の人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる施設の敷地及びこれらに近接する土地を追加し、飛散防止措置を講じるよう努めるべき住宅地等の範囲を明確化した。

【現行】

第6条 農薬使用者は、住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

【改正後】

第6条 農薬使用者は、住宅、学校、保育所、病院、公園その他の人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる施設の敷地及びこれらに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 改正後の運用について

これまでも、都道府県においては、「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日付け25消安第175号・環水大士発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）に基づき、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における病虫害防除等に当たって、飛散防止措置の徹底等を指導していただいており、引き続き、当該通知に基づき、住宅地等における農薬の適正使用を徹底する。

3 今後の予定

- （1）省令の施行にあわせて、「住宅地等における農薬使用について」（局長通知）に一般の省令改正の内容を反映し、各都道府県に発出する予定。
- （2）本年度、農薬危害防止運動の総括・検証を実施しているところであり、この総括・検証の結果を踏まえ、国と都道府県は協力して、運動の質及び量を充実にし、運動の実行性を向上させる方策を検討する予定^{（※）}。
- （3）（※）11月の各植物防疫地区協議会の農薬分科会で議論する予定。
植物防疫地区協議会における議論の結果等を踏まえ、2019年度の農薬危害防止運動においては、住宅地等における飛散防止措置の徹底と、農薬使用者の適正使用に係る意識の啓発をお願いする予定。
- （4）都道府県におかれては、（1）～（3）を受けて、管内で実施する農薬危害防止運動や農薬使用者を対象とした講習会、啓発活動等を通して、指導の徹底をお願いする。

⑥ 水田における農薬使用にあたっての流出防止措置（使用基準省令第7条関係）

1 正の内容

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）第7条の改正により、水田において農薬を使用するときは、流出防止措置を講じるよう対象の農薬を個別に規定することを廃止する。

【現行】

第7条 農薬使用者は、水田において別表第1に掲げる農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

【改正後】

第7条 農薬使用者は、水田において農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 改正後の運用について

現行、水田で使用する除草剤、剤型が粒剤及び粒剤以外で田面水に処理する農薬については、散布後の止水期間が記載され、流出防止を求める注意事項が付されている。また、都道府県においては、「水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底等について」（平成23年10月12日付け23消安第3601号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）に基づき、省令の別表に掲げる農薬に限らず、こうした農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項に従って、止水期間を守るなど、農薬が流出することを防止するための措置を講ずるよう指導してきたところ。

今般、省令において農薬を個別に別表で規定することは廃止するが、水田における農薬使用にあたっては、従前どおり、ラベルに記載される使用上の注意事項を守り、当該通知に基づき、流出防止措置を徹底するよう指導願いたい。

3 今後の予定

- （1）2019年度の農薬危害防止運動において、水田における農薬使用にあたっての流出防止措置の徹底と、農薬使用者の適正使用に係る意識の啓発をお願いする予定。
- （2）都道府県におかれては（1）を受けて、管内で実施する農薬危害防止運動や農薬使用者を対象とした講習会、啓発活動等を通して、指導の徹底をお願いする。

⑦ 多年生の植物について（施行規則関係）

1 改正の内容

農薬の総使用回数を収穫から収穫まででカウントする農作物等は、「多年生の植物」ではなく「複数回収穫される」ものとする。

【現行】

第7条第2項 法第7条第5号の登録に係る使用方法的表示は、適用作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載してしなければならない。
一～三 （略）

四 農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植え付け（は種又は植え付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の多年生の植物から収穫されるものにあっては、その収穫の直前の収穫とする。）から当該農作物等の収穫に至るまでの間（次号において「生育期間」という。）において農薬を使用することができる総回数。

【改正案】
（「多年生の植物」を、「複数回収穫されるもの」に修正することで調整中。）

2 改正後の運用について
「多年生の植物」がどのような植物を指すかを整理したもので、現行の総使用回数のカウントする範囲が変わるものではない。

3 今後の予定
都道府県におかれては、引き続き、表示事項を十分確認し、適正使用を実施して頂くよう使用者への指導をお願いします。

③ 販売者の届出について（法第17条、施行規則関係）

1 改正の内容
農薬販売所の廃止に係る提出期限を明確化するとともに、インターネット販売等の届出手続を農薬取締法施行規則で定める様式の備考に示す。

① 農薬取締法

【現行】
第8条 販売者は、・・・その販売所ごとに、次の事項を当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事に届出なければならない。

一 氏名及び住所 二 当該販売所

2 販売者は、前項の届出事項中に変更を生じたときもまた同項と同様に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出は、新たに販売を開始した場合にあっては、その開始の日までに、販売所を増設した場合にあってはその増設の日から2週間以内に、第1項の事項中に変更を生じた場合にあってはその変更を生じた日から2週間以内に、これを生じなければならない。

【改正後】
第17条 販売者は、・・・その販売所ごとに、次に掲げる事項を当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事に届出なければならない。当該事項に変更を生じたときも、同様とする。

一・二 （略）

2 前項の規定による届出は、新たに販売を開始する場合にあっては、その開始の日までに、販売所を増設し、又は廃止した場合にあってはその増設又は廃止の日から2週間以内に、同項各号に掲げる事項に変更を生じた場合にあってはその変更を生じた日から2週間以内に、これを生じなければならない。

② 農薬取締法施行規則

【現行】 別記様式第7号（第8条）

【改正後】（※調整中）別記様式第●号（第●条）様式の備考に下記を追加。
『「販売所の所在地」について、「インターネット販売等、販売所で直接農薬を販売しない場合には、販売者の「事務所その他これに準ずる場所」を販売所として記載すること。』』

2 改正後の運用について

【現行】
各都道府県においては、農薬取締法施行規則の様式をもとに、各都道府県が必要とする事項を追加した独自の様式を定めており、ウェブサイト等で届出の手続を案内している。

【改正後】
各都道府県において定める様式や販売届の手続を案内するウェブサイト等を通して、①販売所を廃止した場合、廃止から2週間以内に届け出る必要がある旨、②インターネット販売など、販売所で直接農薬を販売しない場合は、事務所その他これに準ずる場所を記載する旨を周知する必要がある。

3 今後の予定

(1) 都道府県におかれては、管内の農薬販売者に対して、①販売所の廃止にかかる期限^(※)、②インターネット販売等、販売所を持たずに販売する場合も含め、農薬の販売にあたって届出が必要である旨の周知をお願いする。

(※) 現行でも、全ての都道府県において、既に廃止時の届出は変更時の届出と同様、廃止の日から2週間以内の提出求めているところ。

(2) 農林水産省のウェブサイトにある「農薬の販売・購入」のページの内容を、今般の改正を受け、改正する予定。

農薬取締法施行規則別記様式(案)（日本工業規格A4）備考

※ 様式については、現時点(2018/11)案であり、今後変わらうる。

都道府県知事 殿	住 所	年 月 日
氏名 (法人の場合に <u>あつては</u> 、その名称及び代表者の氏名) 印		
農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。		
記		
1 販売所の所在地		
1 氏名 (法人の場合に <u>あつては</u> 、その名称及び代表者の氏名)を自署する <u>場合においては</u> 、押印を省略することができる。		
2 記の1「販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合に <u>あつては</u> 、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。		

3 疑義資材の対応について

(1) これまでの取組

- 1) 農薬登録を受けていないにもかかわらず、病虫害の防除効果を謳った資材や、農薬成分を含む資材(以下、「疑義資材」という。)は、農薬取締法上は無登録農薬に当たることから、「無登録農薬と疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」(平成 19 年 11 月 22 日付け 19 消安第 10394 号消費・安全局長通知。以下、「疑義資材通知」という。)に基づき、製造者に対する指導・取締りを実施。また、農林水産省の HP 上の「農薬疑義資材コーナー」に「農薬目安箱」を設置して、疑義資材に関する情報提供を広く受け付け。
- 2) 都道府県による農薬販売店の立入調査や農政局・県域拠点等による除草剤販売業者に対する点検調査等の機会を捉え、疑義資材は無登録農薬に当たり、取り扱わないよう販売店に対して指導。
- 3) 農薬の適正な利用の観点から、「疑わしい資材を購入しない、利用しない」という考え方を生産現場へ周知徹底するため、リーフレットを都道府県等を通じて農薬使用者へ配布。

(2) 疑義資材への対応の現状と今後の進め方

1) 収集された疑義資材情報への対応

農薬目安箱、都道府県等から提供された情報は、疑義資材情報に当たかどうかの確認を行った上で、可能な限り当該資材の製造者又は輸入者を特定し、「疑義表示資材」(農薬としての効能効果を標榜している資材)については、地方農政局、県域拠点等から、農薬取締法、疑義資材通知等の周知及び表示の是正指導を実施。

一方、「疑義成分資材」(成分からみて農薬に該当し得る資材)については、地方農政局、県域拠点等が資材を購入し、農林水産省の農薬的資材に関するスクリーニング委託事業の中で有効成分及び含有量の分析等を行い、薬効が確認される含有量が確認された場合は立入検査等を実施。

2) 疑義資材の指導・収集について

① 販売者・生産者に対する指導等

引き続き、販売者に対しては登録された農薬以外の農薬を販売しないよう、また、生産者に対しては農薬の適正使用の指導の一環として、リーフレット等を活用し、病虫害の防除等を行う場合は登録された農薬を使用するよう指導の徹底をお願いする。

また、販売者に対する立入調査や使用者に対する巡回指導、立入調査の際には、疑義資材の販売、使用及び保管の状況をチェック項目とするなど効果的な調査等の実施をお願いする。

② 疑義資材に関する情報収集

販売店に対する巡回指導、生産者や一般の方からの情報提供により得られた資材に関する情報は、最寄りの地方農政局、県域拠点等を通じてご提供いただくようお願いする。

農林水産省において、疑義資材であるかは製品の表示や販促用チラシ等の内容を確認して総合的に判断している。製品の表示の写真を提供いただく場合は、製造者や販売者の表示も含め、製品全体の表示がわかるようお願いする。

判断のための情報が不足しているなどの場合には、情報をご提供いただいた機関、団体等に対してさらなる情報提供を依頼する場合があるので、ご協力をお願いする。

③ 病虫害防除に係る試験研究の成果等の普及に当たっての注意点

都道府県の試験場等における防除技術の開発に当たっては、農薬的効果を有する資材は、特定農薬に当たるものでない限り農薬登録がされなければ販売(譲渡を含む)も使用もしてはならないなどの農薬取締法に基づく規制を念頭に、技術の普及も含めて計画段階から慎重にご検討いただきたい。また、いわゆる耕種的防除に当たる技術であっても、成果の普及に当たって技術の背景について十分な説明がなされないと、耕種的防除に用いられる資材が「農薬」であるとの誤解を招きかねないので、十分にご注意願いたい。

試験研究の実施を計画している資材が疑義資材に該当する可能性があるか確認したい場合は、地方農政局等に照会願いたい。

(3) 近年の対応事例

- 1) 農薬的資材に関するスクリーニング事業において分析した資材に農薬成分が含まれていることが判明したことから、無登録農薬の製造・販売として対応した事例(別紙3-1)
- 2) 疑義表示資材に対する表示の是正指導時に、指導対象者が農薬成分を混入したことが判明したことから、無登録農薬の製造・販売として対応した事例(別紙3-2)
- 3) 都道府県の指導者が生産現場で農薬登録されていない資材が農作物等を害する病害虫の防除に使用されていることを発見し、販売者に対応した事例(別紙3-3)
 - ・当該事例については、その資材を輸入・販売する者に対して農薬取締法に基づく立入検査を実施したが、その資材を農薬として販売している事実は確認できなかったため、無登録農薬の輸入・販売として指導していない。
 - ・生産現場で農薬登録されていない資材が農薬として使用されていることを確認した場合は、その使用者が何に基づいて使用していたのか確認し、チラシ等があれば入手した上で情報提供をお願いする。
- 4) 疑義表示資材に対する表示の是正指導時に、農業者が硫黄を有効成分とする登録農薬を原料にしてショウガの根茎腐敗病を防除することを目的とした製品を製造・販売した事実を確認した事例。
 - ・本事例は、当該製品はごく少数の個人に直接販売され、使用による人畜や農作物への被害等のおそれがないことから、農林水産省ホームページで公表をしていない。

4 インターネットを利用した農薬の販売に対する対策について

(1) 背景

インターネットを活用すれば、容易に商品の購入・販売が可能である。しかしながら、対面で現品を確認できないため、多種多様な問題や被害が発生している。特に、不特定による個人の取引が多いインターネットオークションは、法の規制を知らないまま取引される可能性がある。

農薬の販売については、農薬取締法において、販売者の届出、販売禁止農薬の規制等を定めているが、不適切な農薬の販売事例が確認されている。

そのため、下記のとおり、インターネットを利用した農薬の販売について対策を講じている。

(2) 対策

1) 切な農薬の出品未然防止の協力依頼

① 都道府県

- ・都道府県を通じて、インターネットの利用を含む農薬の販売並びに購入に関する注意事項を農薬の販売者並びに使用者に対して改めて周知して頂くようお願いしたい。
その際は、農林水産省ホームページの農薬コーナーに掲載した農薬販売者向け及び購入者・使用者向けの「農薬の販売」並びに「農薬の購入」に関する注意事項のページ等を活用していただきたい。(別紙4-1)
- ・加えて、今般の農薬取締法改正に伴い、農薬取締法施行規則で規定する販売者の届出様式の備考に下記の事項を追加することとしており、農薬の販売者等への周知をお願いしたい。

記

「記の「1 販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあっては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。」

② インターネットオークションの主催者等

農水省からインターネット通販の関係団体を通じて、インターネットにおける農薬の販売並びに購入に関する注意事項を周知するとともに、インターネットオークションの主催者に、下記の取組について協力を依頼した。

- ・農薬取締法上の農薬の販売に関する取扱いを取引ガイドライン等への明記

・農薬取締法上の販売禁止農薬が出品された際の当該出品物の取り下げ
※これまで、以下のサイトに農薬の販売に関する取扱いが掲載。（別紙4－2）

・ヤフーオークション: (お知らせ) 農薬の出品について

https://auctions.yahoo.co.jp/topic/notice/other/safe/post_2236/

・ラクマ: 禁止出品物

https://rakuma.rakuten.co.jp/guide/web/usage/terms/prohibited_item.html

・メルカリ: (メルカリガイド) 禁止されている出品物

https://www.mercari.com/jp/help_center/getting_started/prohibited_items/#a28

2) インターネットオークション等における農薬出品者への販売届に関する周知

インターネットオークションにおいては、個人で農薬を出品している事例が多く見られるが、このような個人の出品者は、都道府県知事に販売を届け出していない可能性がある。また、オークションサイト上では農薬の出品者が販売を届け出ているかを確認することが出来ない。

このため、インターネットオークションにおける農薬の出品者に対して農薬の販売にかかる農薬取締法の取扱いについて周知を行う必要があることから、北海道農政事務所、各地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び消費・安全局農産安全管理課農薬対策室において、農薬の出品者に周知を行っている。

今後は、都道府県と連携し、周知を行いたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。

『農薬の販売』……………【別紙4－1】

http://www.maff.go.jp/i/nouyaku/nouyaku_hanbai.html

農林水産省

English キッズサイト サイトマップ 文字サイズ

標準

大きく

逆引き事典から探す

組織別から探す

キーワードから探す

Google カスタム検索

検索

会見・報道・広報

政策情報

統計情報

申請・お問い合わせ

農林水産省について

ホーム > 消費・安全 > 農薬コーナー > 農薬の販売

農薬の購入

以下に記載する農薬は、使用が禁止されていますので**購入しないで下さい**

・容器又は包装に登録番号等の表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬（農薬取締法第11条）

【例】国内で登録されていない農薬、ラベルが剥がれた農薬

・農薬取締法第9条第2項の規定に基づき販売が禁止された農薬（農薬取締法第11条）
（具体的な農薬名等の詳細については、「農薬の販売・使用の禁止」のページをご覧ください）

※**インターネット**を利用して農薬を購入（インターネットオークションを含む）する場合も同様です。

【ご注意ください！】

農薬取締法第11条（使用の禁止）の規定に違反した者は、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又はこれらが併科されます。

『農薬の購入』……………【別紙4－2】

逆引き事典から探す

組織別から探す

キーワードから探す

Google カスタム検索

検索

会見・報道・広報

政策情報

統計情報

申請・お問い合わせ

農林水産省について

ホーム > 消費・安全 > 農薬コーナー > 農薬の販売

農薬の販売

販売者の届出が必要です

農薬を販売する者は、農薬取締法第8条第1項の規定に基づき、販売所ごとに、氏名、住所及び販売所を当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ることが義務付けられています。

また、農薬取締法第8条第2項の規定に基づき、届出事項中に変更が生じたときにも、当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ることが義務付けられています。

※インターネットを利用して農薬を販売（インターネットオークションへの出品も含む）する場合も同様です。

5 非農耕地専用と称する除草剤の販売等について

(1)背景

農薬取締法は、農業生産の安定と国民の健康の保護等を目的としており、農作物等を害する雑草や病虫害の防除に用いられる薬剤等を「農薬」として定義し、効果と安全性を審査した上で登録している。

このため、農作物等を保護する目的以外で用いられる除草剤については、農作物に使用されないよう、農薬取締法では、

① 農薬以外の除草剤を販売する者に対し、農薬として使用できない旨の表示をする義務を課す（法第10条の3）とともに、

② この表示に反して、農薬として使用した場合には、無登録農薬の使用として、罰則が科されることとなっている（法第11条）。

農林水産省では、「非農耕地専用と称する除草剤の販売等について」（平成15年2月28日付け通知）（別紙5）に基づき、農薬取締法の規制について周知するとともに、規制が確実に遵守されるよう、北海道農政事務所、各地方農政局及び内閣府沖縄総合事務局が販売店を巡回し、農薬ではない旨の表示を見やすく掲示すること、登録された農薬と区別して棚を分けて陳列することなどを指導している。

また、都道府県においては、農薬の販売者や使用者に対して、適正な販売や使用の指導を行っている。

(2)対策

一般の農薬取締法の一部を改正する法律案に対する付帯決議として、「非農耕地用除草剤が農薬として使用されないよう表示の徹底や販売店に対して十分な指導を行うこと」とされた。

また、近年、農薬以外の除草剤は、一般消費者が入手しやすいドラッグストアや100円ショップ等で取り扱いが増えており、チェーン店が全国的に展開されている。

こうした状況を踏まえ、

① ドラッグストアや100円ショップ等のチェーン店への指導の重点化

② 一般の消費者に広く、農薬以外の除草剤に対する規制内容を紹介するホームページの作成

③ 農薬危害防止運動等における農業者を中心とした農薬使用者への周知の徹底

を行うことにより、農薬以外の除草剤が農作物に使用されないよう指導の徹底に取り組むこととしている。

都道府県においては、農薬の販売者に対して、農薬以外の除草剤を販売する場合は、農薬として使用できない旨の表示を行うことなどを周知するとともに、特に、農薬使用者に対して、農薬以外の除草剤を農作物等の栽培・管理に使用しないよう、農薬危害防止運動や農薬使用者を対象とした講習会、啓発活動等を通して、指導の徹底をお願いしたい。

6 販売禁止農薬の回収について

(1) 経緯

農薬の販売の禁止を定める省令(平成 15 年農林水産省令第 11 号)において定められている販売禁止農薬は、農薬取締法により、使用も禁止(その人畜又は環境への影響から販売が禁止されているものである)ので、無登録農薬の使用と同じく厳しく規制)。しかしながら、平成 22 年 4 月 1 日に販売禁止農薬に指定されたケルセンを含む農薬が誤って使用された事例がこれまでに 2 件報告。

このため、「販売禁止農薬等の回収について」(平成 23 年 12 月 13 日付け 23 消安第 4597 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)により、誤使用の判明したケルセンに加え、平成 24 年 4 月に販売禁止農薬に追加されたベンゾエピンについて、農家等の在庫として保有されている製品の誤使用を未然に防止すべく、農薬販売店及び農協を拠点として農薬メーカーによる回収を強化することとし、都道府県に対しても、農家等に対する周知をお願いしてきたところ。

(2) 今後の進め方

取組により、量は少ないが回収されている状況である。
都道府県及び関係者の皆様におかれては、今後も機会を捉えて販売禁止農薬の回収を呼びかけていただき、農家在庫の一掃に御協力願いたい。

(参考:平成 30 農薬年度の回収量)

ゾエピンを含む農薬:51.8 kg ケルセンを含む農薬 :86.2 kg

7 生産・流通

平成 29 農薬年度(平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日)における農薬の出荷は、前年度に比べ数量では、0.2%減の 228 千t又は kl、金額では 0.6%増の 3,756 億円となった。

平成 29 農薬年度農薬出荷状況 (単位:t・kl, 百万円, %)

用途		平成 28 年度出荷	平成 29 農薬年度	
			出荷	対前年比
殺虫剤	数量	73,381	73,340	100
	金額	112,342	113,103	101
殺菌剤	数量	41,753	41,852	100
	金額	76,447	75,587	99
殺虫殺菌剤	数量	18,001	17,543	97
	金額	35,078	35,280	101
除草剤	数量	83,001	82,955	100
	金額	136,445	138,481	101
その他	数量	11,913	11,991	101
	金額	12,952	13,163	102
合計	数量	228,050	227,680	100
	金額	373,264	375,613	101

(注)出荷には輸分は含まない。

8 登録状況

平成 30 農薬年度(平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日)末現在の有効登録件数は 4,282 件、有効成分数は 590 種類で、同農薬年度中の新規登録件数は 160 件、新たに登録された有効成分数は 10 種類(殺虫剤4、殺菌剤4、除草剤2)であった。

区 分 \ 農薬年度	23	24	25	26	27	28	29	30
有効登録件数	4,450	4,358	4,342	4,339	4,375	4,314	4,317	4,282
新規登録件数	182	156	230	171	184	112	151	160
新規登録有効成分数	12	5	16	12	8	12	10	10

9 特定農薬(特定防除資材)について

1. これまでの検討の経緯

無登録農薬の販売・使用が問題となったことを契機として、平成 14 年の臨時国会で農薬取締法が改正され、農薬の製造・使用等の規制が強化された。しかしながら、これ以前から農家が自ら使用している防除資材等で明らかに安全上の問題がないものにまでこのような規制を課すことは過剰規制となるおそれがあることから、「原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなもの」として、農林水産大臣及び環境大臣が特定農薬(通称「特定防除資材」という。)に指定したものは、農薬登録を不要とする制度が新設された。

農林水産省及び環境省では、平成 14 年 11 月から 12 月にかけて、特定農薬の候補となる資材の情報収集を行ったところ、740 種の資材に関する情報が寄せられた。その情報を基に、農業資材審議会及び中央環境審議会合同会合(以下「合同会合」という。)において審議を行い、平成 15 年3月に、食酢、重曹及び使用場所の周辺で採取された天敵を特定農薬として指定した。

その他の資材については、安全性及び使用実態に関する情報をさらに収集しつつ、合同会合において審議を続け、順次、特定農薬の指定の検討対象とすべきかどうか整理を行った。その結果、引き続き特定農薬の指定の検討対象とする資材(以下、「検討対象資材」という。)を 10 種類(別添1)に絞り込み、これら以外の資材については、検討対象から除外することを都道府県及び関係団体に周知している。

現在のこれらの資材の取扱いには以下のとおり。

- 特定防除資材(5資材):登録を受けていなくとも農薬として製造、加工、輸入、販売又は使用が可能。ただし、その指定対象の範囲、使用する際の注意点等については、別添2を参照。
- 検討対象資材(10 資材):使用者自らが農薬と同様の効果があると信じて使用することは可能。ただし、農薬としての効果を謳い、販売することはできない(別添1)。
- 検討対象から除外された資材(740 資材の内、上記以外のもの):農薬として使用する場合には登録が必要又は農薬に該当しない。

2. 新たな動きについて

(1) インドセンダン(ニーム)の実・樹皮・葉

インドセンダンの実・樹皮・葉に含まれる殺虫成分であるアザジラクチンについては、平成 29 年 3 月 22 日に開催された厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、食品衛生法第 11 条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(以下「対象外物質」という。)から除外することが承認された。また、同じく対象外物質として暫定的に定められているニームオイル(インドセンダンの実等を圧搾した油分)について、平成 30 年 10 月 16 日に開催された食品安全委員会において評価が行われ、人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らか(アザジラクチン参照)である旨答申されたところ。

(2) その他の検討対象資材

(1)のインドセンダンの対応に合わせ、残りの9資材についても、合同会合において審議を行う予定。

＜特定農薬の指定の検討対象とする資材一覧（H26.3.28～）＞

番号	資 材	資材の概要
1	インドセンダンの実・樹皮・葉	インドセンダン（ニーム）の実等を圧搾した油分（ニームオイル）や絞りかす（ニームケーキ）。野菜、果樹、花きの害虫防除目的で使用
2	ウェスタン・レッド・シーダー（ヒノキ科ネズコ属樹木）蒸留抽出液	カナダ杉のおが屑を高圧蒸留して得られた抽出液。イネや花きの病害防除目的で使用
3	甘草（マメ科カンゾウ）	甘草の抽出物。トマトやキュウリの病害防除目的で使用
4	酵母エキス、クエン酸、塩化カリウム混合液	酵母エキスとクエン酸、塩化カリウムの混合液を水で希釈したもの。茶やナス科野菜の病害抵抗性誘導の目的で使用
5	二酸化チタン	粉剤を水に希釈したもの。野菜の病害防除目的で使用
6	ヒノキチオール、ヒバ油	ヒバの木部や根部を水蒸気蒸留したもの。野菜、果樹、花きの病害防除目的で使用
7	ヒノキの葉	乾燥し、粉碎したもの。定植型作物全般の除草目的で使用
8	ホソバヤマジソ（シソ科）	水蒸気蒸留して抽出したもの（精油）。野菜の病害防除目的で使用
9	酒類（焼酎）	水で希釈したもの。野菜、果樹、花きの病害虫防除目的で使用
10	木酢液、竹酢液	木材を乾留する際に出るガスを冷却して得られる液体を水で希釈したもの。

(公社) 緑の安全推進協会

緑の安全推進協会 事務局 あて

FAX:03-5209-2513

.....

「理由書」

公益社団法人 緑の安全推進協会長 殿

1. 提出年月日

: 20 年 月 日

2. 認定番号

: NO. _____

3. 氏 名

: _____

4. 所 属

5. 出席できなかった理由(具体的に記載して下さい)

6. 資格継続の確認 (チェックにて)

☐ 資格の継続 を希望します。

☐ その他()

…[補足].....

- ・更新年次の更新研修会に出席できなかった場合の「理由書」です。
- ・更新年次の更新研修会で出席が確認できなかった場合は、資格喪失者として管理士の有資格者名簿からは自動的に削除されます。
- ・資格の継続(更新)を希望される方は、「理由書」を提出いただくことで、当協会長が認める場合は、次年度の更新研修会をご案内します(1年遅れ扱い)。

公益社団法人 緑の安全推進協会

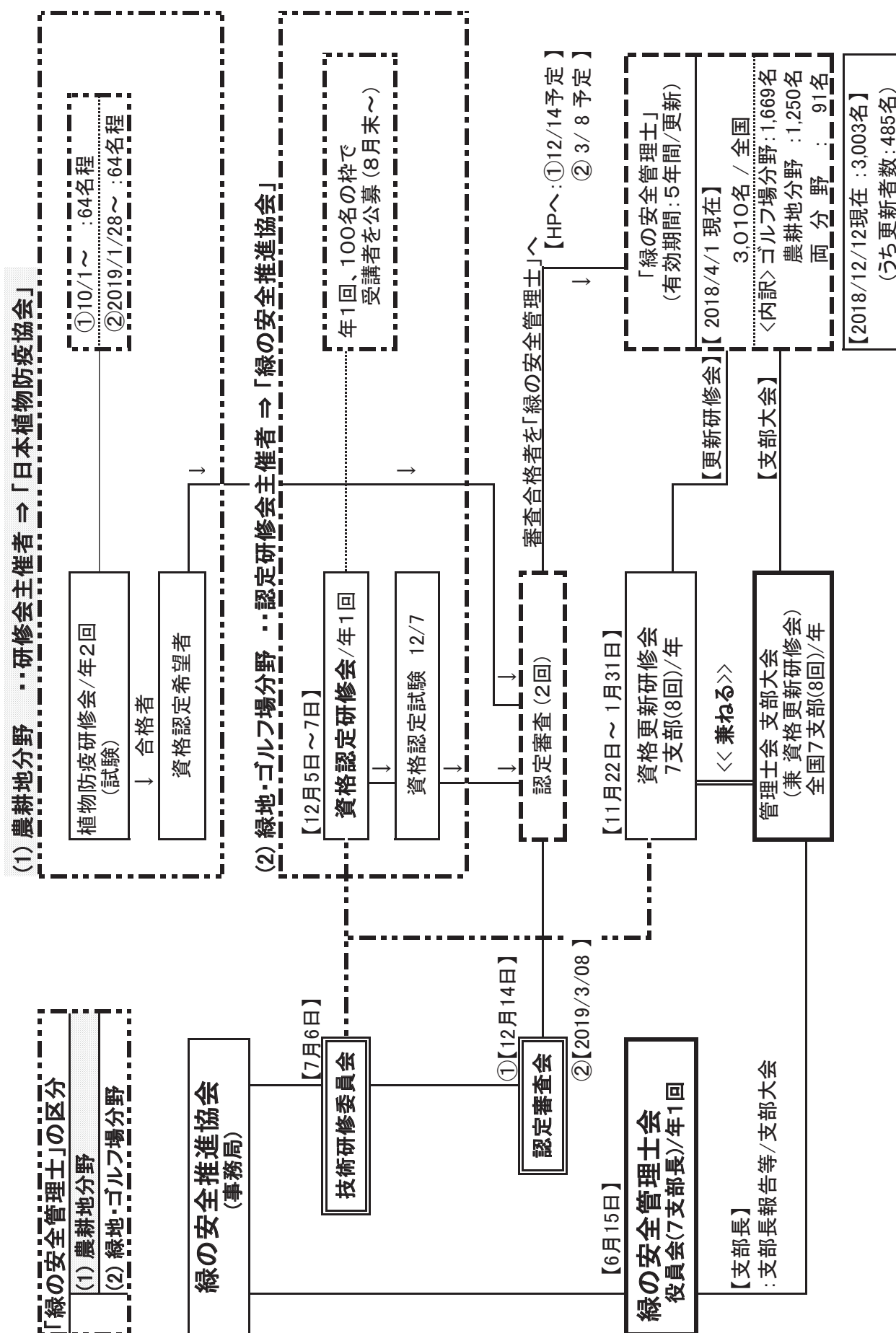
FAX:03-5209-2513

E-mail:midori@midori-kyokai.com

B「緑の安全管理士」資格認定・更新等の仕組み

— 2018年度（認定審査会資料） —

【参考】
2018/12/14



◇. 緑の安全管理士に係る届出書式等

- (1) 「連絡先等変更届出書」

<http://midori-kyokai.com/pdf/henkoutodoke1605.pdf>



- (2) 「認定証書および認定証 紛失等再発行願い」

<http://midori-kyokai.com/pdf/saihakko1605.pdf>



- (3) 「理由書」 (更新研修会・出席困難)

<http://midori-kyokai.com/pdf/18riyusho.pdf>



- ・更新年次の更新研修会で出席の確認ができなかった場合は、資格喪失者として管理士名簿からは自動的に削除されます。
- ・資格の継続(更新)を希望される方は、「理由書」を提出いただくことで、
- ・当協会長が認める場合は、次年度の更新研修会をご案内します(1年遅れ扱い)。
 - ・提出はFAX、メールで結構です。

みどりのたより

第 73 号

発行日 平成30年12月20日

発行 緑の安全管理士会 事務局

〒101-0047

東京都千代田区内神田 3-3-4 (全農薬ビル5階)

公益社団法人 緑の安全推進協会 内

TEL : 03-5209-2511

FAX : 03-5209-2513

http://www.midori-kyokai.com

Eメール : midori@midori-kyokai.com

